パブリックコメントの結果公示について

番号			御意見の要旨	御意見に対する考え方
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令案				
特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準（法第２条の５第１項）（概要の第２の１関係）				
1	雇用関係に関する事項 １－(1)	全体	特定技能雇用契約の内容が基準に適合していることは，誰が，どの時点で，どのようにして確認するのか。	特定技能雇用契約の基準適合性については，在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請の際に，地方出入国在留管理局において，申請人から提出された書類等に基づいて確認することになります。 また，受入れ後は，地方出入国在留管理局において，特定技能所属機関からの届出に基づいて，基準適合性を確認することになります。
2		第２の１ (1)ア	各分野ではそれぞれどのような業務に従事することができるのか。 従事できる業務と，従事できない業務はどのようにして定められているのか。	分野ごとに，法第２条の４第１項の規定に基づき定める特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野をいう。以下同じ。）における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）及び分野別運用方針に係る運用要領（以下「分野別運用要領」という。）が決定されており，この分野別運用方針等において，特定技能１号の在留資格で在留する外国人（以下「１号特定技能外国人」という。）及び特定技能２号の在留資格で在留する外国人（以下「２号特定技能外国人」という。）が従事できる業務が規定されています。
3			技能実習制度の対象職種については，特定技能における分野で従事することのできる業務に含むべきではないか。	技能実習制度と特定技能制度は，その趣旨・目的を異にする制度であり，従事することができる業務もそれぞれの制度の趣旨・目的を踏まえて別個に定められています。
4		第２の１ (1)イ	「外国人の所定労働時間が，特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること」と規定されているが，「通常の労働者」とは何を指すのか。	平成３０年１２月に閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（以下「基本方針」という。）では，特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の雇用形態については，フルタイムとされていますが，特定産業分野によって勤務日数・勤務時間は様々であって，これを一律に法務省令で定めることは困難ですので，特定技能外国人の雇用形態について，「通常の労働者の所定労働時間と同等であること」と規定しています。 そのため，「通常の労働者」とは，いわゆるフルタイムで雇用される一般の労働者をいい，アルバイトやパートタイム労働者は含まれません。
5		第２の１ (1)ウ	外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを基準とすると，むしろ同じ業務に従事する日本人に対する差別となるのではないか。	本基準は，外国人であることを理由として低賃金で就労させることは認めないという趣旨の基準であり，日本人に対する差別を認めるものではありません。
6			外国人は，日本人と同一のレベルの日本語を話すことはできない以上，その報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを基準とするべきではない。	本基準は，特定技能外国人が従事する業務の内容や与えられた責任の程度等に照らし，同等の業務に従事する日本人の報酬額との同等性を求めるものです。
7			日本人が従事する場合の報酬の額と「同等以上」とは，具体的にどのような意味か。	「同等以上」とは，特定技能外国人の報酬の額が，同等の業務に従事する日本人の報酬額と比較して同等以上という意味です。
8			「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」という抽象的な規定では，低賃金労働を抑制することは困難であり，客観的かつ具体的な数値基準を定めるべき。	特定技能外国人の報酬額が同等の業務に従事する日本人労働者の報酬額と同等以上であることは，個別具体的に事情を考慮して判断することとなるため，一律の基準を示すことは困難であり，法務省令では規定しませんが，個別の審査において同等の業務に従事する日本人の報酬を確認するなどして適切に判断してまいります。
9			外国人には，日本人と同等以上の報酬がきちんと支払われるべきであり，特定技能外国人が，経費等の名目で，その報酬から不当に金銭を控除されることがあれば，外国人の報酬を日本人と同等以上とする趣旨が損なわれることとなるが，そのような事態をどのようにして防止するのか。	今般の制度においては，特定技能所属機関による届出事項を拡充し，特定技能外国人に対する報酬の支払状況を届け出ることを義務付け，額面額，控除額，手取額等を明らかにする資料のみならず，現実に支払った報酬の額を示す資料の提出を求めることとしており，不当な控除がなされれば出入国在留管理庁において把握できることとなっています。
10		第２の１ (1)エ	外国人であることを理由として，報酬の決定その他の待遇について，「差別的な取扱いをしていないこと」が基準とされているが，「差別的な取扱いをしていないこと」は，どのようにして判断されるのか。	「差別的な取扱いをしていないこと」は，特定技能雇用契約で定められた事項について，同一の機関で勤務する日本人労働者の契約内容と比較するなどの方法により，確認することとしています。
11		第２の１ (1)オ	「外国人が一時帰国を希望した場合には，必要な有給休暇を取得させるものとしていること」とは，どのような意味か。 外国人が一時帰国を希望した場合は，必ず有給休暇を取得させなければならないとすると，逆に日本人を差別的に取り扱うこととなるのではないか。	本基準は，特定技能外国人が一時帰国を希望した場合には，必要な有給休暇を取得させるよう特定技能所属機関において配慮することを求めるものです。 そのため，労働基準法等の法令で定めるところを超えて，特定技能外国人に有給休暇を取得させなければならないことを規定するものではありません。
12			法定以上の有給休暇の取得や，使用者による時季変更権の行使よりも有給休暇の取得が優先する旨の規定を設け，外国人が一時帰国のための有給休暇を取得しやすくするべき。	本基準により特定技能所属機関による時季変更権の行使が妨げられるものではありませんが，本基準を定めることにより，特定技能所属機関は，外国人が一時帰国を希望した場合における有給休暇の取得に関し，一定の配慮をすることを求められることとなります。
13			有給休暇の取得は当然の権利であり，一時帰国を希望した場合のみ取得が認められるものではないことから，「一時帰国を希望した場合には，必要な有給休暇を取得させるものとしていること」という規定は不正確であり，修正すべき。	本基準は，飽くまでも特定技能外国人が一時帰国を希望した場合には，必要な有給休暇を取得させるよう特定技能所属機関において配慮することを求めるものであり，御意見のとおり，一時帰国を希望する場合以外の理由で有給休暇を取得することができないとするものではありません。

14		第2の1 ⑴カ	派遣先を複数とすることはできるのか。	派遣先を複数とすることは可能ですが，事前に全ての派遣予定先を明らかにしていただく必要があります。
15			派遣期間の制限はあるのか。	入管法令には派遣期間に関する特段の定めはありませんが，労働者派遣法により設けられている派遣先の事業所単位の期間制限及び派遣労働者の個人単位の期間制限を遵守する必要があります。
16	外国人の適正な在留に資するために必要な事項 1－⑵	第2の1 ⑵ア	「特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置」とは，具体的にはどのような措置をいうのか。	例えば，特定技能所属機関において，帰国時の航空券等の取得を行うことなどが考えられます。
17			外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときに，特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関が当該旅費を負担するとされているが，特定技能所属機関に特定技能外国人の帰国に要する旅費を負担することを義務付けるべき。	特定技能は就労資格であり，帰国に要する旅費については，外国人本人が原則負担することとしています。 その上で，特定技能雇用契約の基準として，外国人本人が当該旅費を負担できない場合に特定技能所属機関が当該旅費を負担することとしています。
18			特定技能外国人が行方不明となり，その後，退去強制される場合でも，特定技能所属機関は帰国に要する旅費を負担しなければならないこととなるのか。	個別の事案に応じて判断することになります。
19			外国人が帰国に要する旅費を負担することができない場合に備え，特定技能所属機関において，外国人から当該旅費相当額を事前に預かることは許されるのか。	使用者は，労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ，又は貯蓄金を管理する契約をしてはならないものであることにはご留意下さい（労基法第18条）。 なお，労働契約に附随して貯蓄の契約をさせるのではなく，労働者が自発的に貯蓄する意思がある場合には，これに当たらない可能性もあります。
20			帰国に要する旅費は外国人の本人負担とするべき。 また，その報酬から一定額を控除して積み立てる公的制度を創設すべき。	帰国に要する旅費については，本来，特定技能外国人が負担するものですが，適正な在留の管理のため，当該外国人が当該旅費を負担することができないときには，特定技能所属機関が負担することとしています。
21			特定技能外国人が転職して特定技能所属機関を変更している場合，帰国に要する旅費を負担することとなる「本邦の公私の機関」はどの機関となるのか。	転職後の特定技能所属機関です。
22			特定技能外国人については，帰国に要する旅費を前払いさせておくべき。	特定技能外国人の帰国に要する旅費は，原則として特定技能外国人が負担することとなりますが，特定技能外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは，特定技能所属機関に当該旅費を負担してもらうこととするのが，今回の制度の趣旨に沿うと考えています。
23		第2の1 ⑵イ	「特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること」という基準のうち，「生活の状況を把握するために必要な措置」とは，具体的にどのようなものが想定されるのか。	例えば，特定技能外国人と定期的に面談して生活状況を聴取することなどが想定されます。
24		その他	各分野の特性に応じることのできるような基準を設けるべき。	法務省令では，法務大臣が告示で定める特定の分野について，当該分野を所管する関係行政機関の長が，当該分野に特有の事情に鑑みて必要な基準を告示で定めることができることを規定しています。 これにより，分野の特性に応じ，必要な基準を設けることができることとなっています。
特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（概要の第2の2関係）				
25		全体	特定技能所属機関が基準に適合していることをどのようにして確保していくのか。	在留諸申請に係る審査において，特定技能所属機関に求められる基準の適合性を十分に確認した上で，受入れ後においては，特定技能所属機関が基準に適合し続けているかを四半期毎の届出等により確認するとともに，必要に応じ，指導・助言，報告徴収や立入検査，改善命令等の措置を講じることにより，特定技能所属機関の基準適合性を確保することとしています。
26			基準に適合しない機関が，親族等の名義で別の機関を設立し，外国人を受け入れようとするような事態をどのようにして防止するのか。	基準に適合しない機関が，基準に適合しないことを免れるため，別の機関を設立したような場合は，実質的に同一の機関であると評価して基準適合性の有無を判断する場合があります。 特定技能所属機関の基準適合性等については，必要な調査等を行い，厳格に審査してまいります。
27			特定技能外国人の受入れ後，特定技能所属機関が基準に適合しなくなった場合，当該機関で受け入れられている特定技能外国人はその全員が当該機関で引き続き受け入れられなくなるのか。	御理解のとおりであり，就労継続を希望する特定技能外国人には転職支援を行うこととなります。
28		第2の2 ⑴イ	特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させていないことが基準とされているが，当該労働者が自発的に離職したか，非自発的に離職したかを入国審査官において適切に判断することができるのか。	必要に応じ，労働基準法で作成が義務付けられている労働者名簿の提出を求め，同名簿に記載されている離職理由を確認するなどの方法により適切に判断できるものと考えています。
29			特定技能所属機関の「責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと」が基準とされているが，「行方不明者」とはどのような状況をいうのか。	「行方不明者」とは，行方が知れなくなった者を言い，例えば，賃金の未払等の法令違反に起因して行方不明となった者等がこれに当たります。
30			「外国人の行方不明者」と規定されているが，この場合の「外国人」は，その在留資格の別は問われないのか。	在留資格「技能実習」等に限定することとしています。

31	特定技能雇用契約の適正な履行の確保	第2の2(1)ウ	外国人の行方不明者について，どのような場合であれば，「責めに帰すべき事由により」と判断されるのか。	例えば，外国人に賃金を適正に支払わなかったり，外国人からの相談・苦情に適切に対応しなかったことから，外国人が行方不明となった場合が考えられます。
32			行方不明者を発生させた時期に関しては，特定技能雇用契約の締結の日前1年以内ではなく，例えば，特定技能雇用契約の締結の日前5年以内といった，より長い期間とすべき。	本制度の趣旨を踏まえた適格性の基準であるため，あまり長期間とするのは相当でないと考え，1年としたものです。
33			特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により，行方不明者が1人でも発生すれば，基準に適合しないこととなるのか。	特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生した場合は，当該機関について特定技能外国人を受け入れることは不適当であると考えられますので，当該機関の責めに帰すべき事由により1人でも行方不明者が発生した場合は，基準に適合しないこととなります。
34		第2の2(1)エ	技能実習法，入管法，労働基準法等に違反したことのある者は，特定技能所属機関の欠格事由に該当するとすべき。	技能実習法や入管法，労働基準法等に違反した者については，特定技能雇用契約の適正な履行を期待することは困難であるため，そのような者については，特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準に適合しないことを法務省令で規定しています。
35			特定技能所属機関については，外国人に対して暴行を加えたことがないことや，賃金の不払いをしたことがないことなど，受入れ機関としての適正さを求めるべき。	外国人に対して暴行を加えた者や，賃金の支払をしない者については，特定技能雇用契約の適正な履行を期待することは困難であるため，そのような者については，特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準に適合しないことを法務省令で規定しています。
36			外国人の「私生活の自由を不当に制限する行為」とは具体的に何か。	例えば，外国人に対し，解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して，勤務時間外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合などが考えられます。
37			「外国人の人権を著しく侵害する行為」をした者は，特定技能所属機関の基準に適合しないこととされているが，「人権を著しく侵害する行為」とは，具体的にどのような行為か。	例えば，外国人から人権侵害を受けた旨の申告があり人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や，外国人の意に反して預金通帳を取り上げていた場合などが考えられます。
38		第2の2(1)オ	特定技能所属機関は，「特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書」を当該特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていることとされているが，当該文書の具体的な保管期間を定めるべき。	当該文書の保管期間については，その文書により他の法令で保管期間が定められている場合もあることから，入管法令で一律に文書の保管期間を定めることとはしていません。
39		第2の2(1)カ	「外国人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が，（略）金銭その他の財産の管理をされていないこと」の基準に関し，「申請人と社会生活において密接な関係を有する者」とは，具体的にはどのような者が想定されるのか。	親族などを想定しています。
40			「特定技能雇用契約を締結するに当たり，外国人（略）その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が，特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされていないこと」については，そのような事実があれば基準に適合しないこととなるという趣旨か，それとも，そのことを認識して特定技能雇用契約を締結していなければ，基準に適合しないこととはならないという趣旨か。	後者の趣旨ですが，特定技能所属機関における認識の有無については，特定技能所属機関の主張のみではなく，当該外国人からの聞き取り調査を含めた様々な調査を行い，慎重に判断してまいります。 御意見については，具体的な条文化の際に参考にさせていただきました。
41		第2の2(1)ケ	外国人を労働者派遣の対象とすることを認めると，特定技能所属機関の適正が確保されなくなるのではないか。	特定技能の制度においては，特定産業分野について派遣形態が認められる場合を，分野の特性に応じて派遣形態が真に必要不可欠である場合に限っており，その必要性を分野別運用方針に明記することとしています（現時点では農業分野と漁業分野の2分野で派遣形態を利用することとしています。）。 その上で，派遣形態を認める場合であっても，派遣元となる特定技能所属機関については，通常の特定技能所属機関となる基準に加え，当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であることなどの法務省令で定める基準に適合しなければならないこととし，さらに，派遣先についても，法務省令で定める基準に適合しなければならないこととしており，これらにより適正を確保する仕組みとしています。
42			人材派遣業者は特定技能所属機関として特定技能外国人の受入れを認めないこととすべき。	特定技能制度においては，特定産業分野について派遣形態が認められる場合を，分野の特性に応じて派遣形態が真に必要不可欠である場合に限っており，その必要性を分野別運用方針に明記することとしています（現時点では農業分野と漁業分野の2分野で派遣形態を利用することとしています。）。 その上で，適正確保の観点から，派遣形態を認める場合であっても，派遣元となる特定技能所属機関については，通常の特定技能所属機関となる基準に加え，当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であることなどの法務省令で定める基準に適合しなければならないこととしています。 したがって，人材派遣会社が派遣元として特定技能所属機関となるためには，特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であることなど，法令上の基準に適合する必要があり，これらの基準を満たさない限り受入れができないこととなります。
43		第2の2(1)コ	特定技能外国人は危険な業務に従事する場合も想定されるが，そのような特定技能外国人の身体の安全はどのようにして守られるのか。	法務省令は，特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準や，特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準等について規定するものですが，個別の特定産業分野においては，労働安全衛生に関する一般法や，当該分野に係る業法等が適用されることから，日本人と同様に，特定技能外国人の身体の安全は守られます。
44		第2の2(1)サ	「特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されている」とは，具体的にどのようなことをいうのか。	事業を安定的に継続し，特定技能外国人に対する報酬の支払を確実に行うことができる財政的基盤を有していることをいいます。
45			外国人に対する報酬の支払に関し，「当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法」とは，具体的にどのような方法をいうのか。	例えば，特定技能外国人に報酬を支払った際に当該外国人の署名入りの受領証を作成するなどの方法が考えられます。

46		第2の2⑴シ	労働基準法上，報酬は，現金で支払うことが原則とされているにもかかわらず，振込み以外の方法で支払った場合に，「出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的資料を提出し，出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること」を基準とするのは，原則と例外が逆転しており，特定技能所属機関の過度の負担となるのではないか。	労働基準法第24条第1項は，賃金は，通貨で，直接労働者に，その全額を支払わなければならない旨規定されているところ，特定技能の制度においては，外国人に対する報酬が全額支払われることを的確に確保するため，当該外国人の同意があることを前提として（同項，労働基準法施行規則第7条の2），当該外国人が指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金又は貯金への振込みにより支払うこととしていることを，特定技能所属機関の基準として規定するものであり，原則と例外を逆転させるものではありません。 また，支払の事実を裏付ける客観的資料を提出することとしていることなどを基準とすることについては，特定技能外国人に対する報酬が確実かつ適正に支払われることを確保するために必要なものであると考えています。
47			外国人に対する報酬が確実に支払われ，外国人本人が報酬の内訳等を把握できるようにすることが必要である。	特定技能外国人の報酬については，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金又は貯金への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており，これにより，外国人本人も適切に報酬額等を把握することができると考えています。
48	適合1号特定技能外国人の支援計画の適正な実施の確保	第2の2⑵ア（ア）	適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に関し，「過去2年間に（略）中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績」があることが求められているが，「実績」とは，具体的にどのようなものか。 また，実績の有無はどのようにして判断されるのか。	「適正に行った実績」とは，中長期在留者（就労資格に限る。）の受入れ又は管理を行っており，その間，入管法令，技能実習法令，労働関係法令等を遵守していることをいい，受入れ実績を含む特定技能所属機関の概要を記載した書面を提出してもらうなどして確認することとしています。
49			「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績」とは，現に役職員となっている機関における実績に限られるのか，他の機関における「実績」も含まれるのか。	受入れを行おうとする機関自体に実績があることが必要です。
50		第2の2⑵ア（ア），（イ）	「法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（略）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適切に行った実績」，「法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格による中長期在留者の生活相談等に従事した経験」のいずれにも，法別表第1の4の表の在留資格をもって在留する外国人が除かれているが，対象として追加すべき（登録支援機関の登録拒否事由について同じ。）。	今回の受入れ制度は，就労を目的とする外国人を受け入れるものであるため，そうした外国人の受入れ等を行った実績があることを求めるのが適切と考えています。
51		第2の2⑵ア（イ）	支援責任者及び支援担当者については，「中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するもの」の中から選任していることが求められているが，「経験」とは具体的にどのようなものか。 基準として不明確なのではないか。	内容を問わず，広く中長期在留者の生活に関する相談一般を行ったことをいい，件数の多寡は問いません。
52		第2の2⑵ア（ウ）	（第2の2⑵ア（ア）又は（イ）の基準に適合する者と）「同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められた者」とは，具体的にどのような者か。	責任をもって1号特定技能外国人への支援を適正に行うことが見込まれる者をいい，一例として，日本の証券取引所に上場している企業，全国規模の業界団体等が挙げられます。
53		第2の2⑵イ	「支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を整備していること」とされているが，「十分に理解することができる言語」は，外国人本人が理解することができれば，必ずしも母国語である必要はないのか。	外国人が十分に理解することができる言語については，必ずしも母国語である必要はありません。 どのような言語がこれに該当するかについては，個々の外国人の言語能力その他の事情を考慮して個別に判断していきます。
54			「支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制」とは，具体的にはどのような体制をいうのか。	1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により対応可能な者が職員として在籍又は必要な際に通訳を確実に確保できること等の体制をいいます。
55		第2の2⑵エ	「支援責任者及び支援担当者が，外国人を監督する立場にない者その他の一号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者」とは，具体的にどのような者を想定しているのか。 中小企業では，機関内にそのような者をおくことは困難ではないか。	お尋ねについては，例えば特定技能外国人とは異なる部署の職員であるなど，1号特定技能外国人に対する指揮命令権を有さない者をいいます。 なお，当該能力・体制を備えることが困難な場合，登録支援機関に支援の全部を委託することで，特定技能所属機関が当該能力・体制を備えているとみなすこととしています。
56			支援責任者及び支援担当者は常勤職員でなければならないのか。	常勤であることを問いませんが，支援担当者は業務の性質上常勤であることが望まれます。
57			支援責任者及び支援担当者は，兼任することができるのか。 支援責任者と支援担当者を兼ねられるようにしてほしい。 また，いずれについても複数名を選任することは可能なのか。	支援責任者と支援担当者については，兼務することにより支援が適正に行われないおそれがあるとも認められないことから，兼務することは可能であり，御意見も踏まえて，その旨を法務省令で明記することとしました。 また，支援責任者は原則として1名ですが，複数名を選任することを禁止するものではありません。 他方，支援担当者については，1名以上であればよく，複数名選任することも可能です。
58			支援が適正に実施されることを確保するため，支援責任者，支援担当者については，講習を受けることを要件とすべきである。	適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に関し，特定技能所属機関又は登録支援機関に対して中長期在留者の受入れ又は管理等について一定の実績を求め，これがない場合には支援責任者，支援担当者に対して一定の経験や実績等を求めており，御指摘の講習の受講を要件としていません。
59			支援が確実に実施されることを確保するため，支援責任者，支援担当者が守るべき規範を示した文書を作成すべきである。	適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に関し，特定技能所属機関又は登録支援機関に対して中長期在留者の受入れ又は管理等について一定の実績を求め，これがない場合には支援責任者，支援担当者に対して一定の経験や実績等を求めており，御指摘の規範を示した文書を作成することは予定していませんが，支援責任者及び支援担当者には，ガイドラインの熟知が望まれます。
60		第2の2⑵カ	誰が「特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施」するのか。	面談を実施する者としては，支援責任者又は支援担当者を想定しています。
61			特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と「定期的な面談を実施することができる体制」とはどのような体制か。	本基準は，受入れ時においては，外国人及びその監督者と定期的な面談を実施することとしており，受入れ後においては，実際に定期的な面談を実施していることを求めるものです。

62			「特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有している」者が特定技能所属機関であるとすると，そもそも中立的立場から外国人やその監督をする立場にある者と面談することは困難であるから，基準として不適当ではないか。	面談を実施する者としては，支援責任者又は支援担当者を想定しており，これらの者には中立性を求めることとなっています。
63			法令を遵守し，適正な労働環境を提供し得る機関のみが外国人を受け入れることができるようにするため，特定技能所属機関は許可制とするべき。	1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする受入れ機関については，法律上，在留資格認定証明書の交付申請時等に適正な機関であるかを判断し，同申請を許可することとしています。 個々の審査において，受入れ機関の基準適合性を厳格に審査してまいります。
64			特定技能所属機関について，外国人材の必要度，財務状況，居住環境の充実度，ハラスメントの有無等を対象項目とするポイント制を導入し，外国人の受入れの可否を判断するべき。	御意見のようなポイント制をとるものではありませんが，特定技能雇用契約や特定技能所属機関の基準は，御意見にあるような要素も含んでいることから，受入れの許否の判断に当たって十分考慮されることとなります。
65			特定技能所属機関は，社会福祉士や医療ソーシャルワーカー等の専門家の力を借りて外国人の支援を行うべき。	1号特定技能外国人に対する支援については，何らかの国家資格がなければ実施することができないものではないことから，そのような者が支援を実施することを特定技能所属機関の基準とはしていません。 もっとも，特定技能所属機関が，個別にそのような者を雇用して支援を実施することが妨げられるものではなく，必要に応じて専門家の助力を得て実施していただくことは望ましいと考えています。
66			特定技能所属機関は特定技能外国人を民間の保険に加入させること，又は特定技能所属機関が保険料を負担することとしていることを基準とすべき。	特定技能所属機関が特定技能外国人を任意保険に加入させることや，その保険料を負担することを基準とすることは，過度な負担となることから，特定技能所属機関の基準として規定することは困難ですが，外国人の在留資格変更・在留期間更新時等において，関係行政機関が連携を図り，事業者や外国人の社会保険への加入促進に取り組むこととなっており，さらに，受入れに関する審査に当たっては，社会保険制度上の義務の履行状況などを確認し，社会保険料を一定程度滞納するなどした機関については受入れを認めないこととし，また，保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講じることとしています。
67		その他	雇用していた特定技能外国人が離職した場合は，特定技能所属機関の責任で帰国させること，又は特定技能所属機関において帰国費用を負担することを特定技能所属機関の基準とすべき。	特定技能雇用契約の基準の一つとして，特定技能所属機関は，特定技能外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは，当該旅費を負担するとともに，特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講じなければならないことを規定し，特定技能所属機関がこれを適正に履行しなかった場合は特定技能外国人の受入れを認めないこととすることにしています。
68			特定技能所属機関については，特定技能外国人が行方不明となった場合，出入国在留管理庁長官への届出や，それに伴う調査等に協力することとしていることを基準とするべき。	特定技能所属機関は，特定技能外国人が行方不明となった場合は，「特定技能外国人を受入れることが困難となった場合」として，法第19条の18第1項第4号により，出入国在留管理庁長官に届け出なければならないとしています。 例えば，かかる届出を怠った場合や適切な支援が実際されていない疑いがある場合は，当該機関に対し，指導・助言を行い（法第19条の19第3号,4号），必要に応じ，立入検査・改善命令を行うこととなります（法第19条の20，第19条の21）。 いずれにしても，出入国在留管理庁としては，かかる届出を受けた場合，関係機関とも連携し，必要な調査を行い，在留管理を徹底していきたいと考えています。
69			労働市場テストを行い，求人しても求職がない場合のみ特定技能外国人の受入れを認めることとすべき。	特定技能外国人の受入れ分野については，入管法上，「人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。」と規定しています。 このように，人材を確保することが困難な状況にあることは，産業上の分野ごとに判断することとしており，原則として個々の特定技能所属機関ごとに判断することとはしていません（法別表第1の2の表の「特定技能」の項の下欄参照）。 当該分野に該当するか否かは，生産性の向上や国内人材確保のための取組及び人手不足の状況等を総合的に勘案した上で，有効求人倍率，各分野における公的統計，業界団体を通じた所属機関への調査等といった，できる限り客観的な指標を用いて判断されるべきものと考えており，各分野の特性を踏まえ，関係省庁との協議を行い，適切に評価を行っていきたいと考えています。
70			1号特定技能外国人支援は行政機関が行うべき。	入管法では，受け入れた1号特定技能外国人の安定した在留のため，特定技能所属機関又はその委託を受けた登録支援機関に支援の実施を義務付けることとしています（法第19条の22第1項参照）。 その上で，出入国在留管理庁において，支援の実施状況の届出や指導・助言等を通じて，適切な支援の実施が確保されていることを確認することとしています。 もとより，政府としては，平成30年12月に関係閣僚会議で了承された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を踏まえ，外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めていきたいと考えています。
1号特定技能外国人支援計画の内容が満たすべき基準（法第2条の5第6項）				
71		第2の3	「本邦に入国する前（略）に、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報」の提供を行う者は，その内容が専門的であることから，特定技能所属機関や登録支援機関の役職員以外の者であって，出入国関係及び難民認定法に精通している国家資格者である弁護士，行政書士などとすべき。	「当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報」自体は，必ずしも弁護士等の資格を有するものでなければ説明・提供することができないものではないと考えられることから，弁護士等の関与を義務とまではしていません。 もっとも，弁護士等の有資格者が支援に関与し，高度な支援を提供することは推奨されるべきものと考えます。
72			「当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供」を受入れ機関に実施させると，技能実習制度で見られた弊害が生じるので，政府又は公的機関が実施すべき。	1号特定技能外国人に対する支援は，特定技能所属機関又は登録支援機関において行うこととしています（法第19条の22第1項）。 その上で，出入国在留管理庁において，支援の実施状況の届出や指導・助言等を通じて，適切な支援が確保されることを確認することとしています。 また，法務省においても，本邦に上陸する外国人に対する情報提供を目的として，必要な情報をホームページで公開するなど，受入れのための環境整備を進めています。

73	支援の内容	(1)ア(ア)	「当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供」は，どの時期に，どの程度の期間実施する必要があるのか。 在留資格認定証明書の交付の申請の前にも実施する必要があるのか。	特定技能外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供については，当該外国人に係る在留資格認定証明書の交付申請の際にその実施状況を確認・審査することとしていることから，同申請時までに実施することが必要となります。
74			「当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項」とは，具体的に何か。	例えば，特定技能雇用契約に盛り込まれる特定技能外国人が従事する業務の内容や報酬の額等の労働条件に関する事項のほか，保証金の徴収や契約不履行に伴う違約金を定める契約を締結している場合は上陸・在留のための基準に適合しないことなどを想定しており，詳細はガイドラインでお示しします。
75		第2の3(1)ア(イ)	「当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において外国人の送迎をすること」を1号特定技能外国人支援として特定技能所属機関の義務とするのは過度な負担を強いるものであり，個別の事情を踏まえた支援の内容とすべき。	1号特定技能外国人が特定技能に係る活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするため，外国人が出入国しようとする港又は飛行場において外国人を送迎することが必要であると考えられます。 その上で，例えば，事前ガイダンスにおいて最寄りの空港等を案内しておくなどの対応が考えられ，それ自体が特定技能所属機関にとって過度な負担を強いるものとまでは言えないと考えています。
76			外国人を出国しようとする港又は飛行場まで送ることを支援の内容とすると，強制帰国を誘導する結果となるのではないか。	1号特定技能外国人を出国しようとする港又は飛行場まで送ることを内容とする支援は，特定技能雇用契約が終了した後の帰国時に実施されるものであり，また，残余の在留期間があれば，転職することも可能であって，この場合は，転職支援も実施され得ることから，その意思に反して在留期間中に中途で帰国させられるという事態は基本的に想定されません。 飽くまでも，1号特定技能外国人を出国しようとする港又は飛行場まで送ることを内容とする支援は，特定技能雇用契約の終了後に外国人のためになされるものであって，外国人の強制帰国を誘導する結果にはならないと考えていますが，出国の意思確認を行う際に入国審査官が自己の意思に基づかず強制的に帰国させられるものでないことを適切に確認することとしています。
77			外国人が本邦に上陸するための旅費は誰が負担するのか。 特定技能所属機関が負担しなければならないのか。	1号特定技能外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときを除き，外国人が母国と日本を行き来するための旅費は当該外国人が負担することになります。 もっとも，特定技能所属機関が任意に旅費を負担していただくことは妨げられません。
78		第2の3(1)ア(ウ)	当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることのほかに，「当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援」とは，具体的にどのような支援か。	例えば，1号特定技能外国人が希望する物件に関する情報の提供や，不動産仲介業者の紹介を行うほか，必要に応じて当該外国人に同行し，住居の確保の補助を行うことなどを想定しており，詳細はガイドラインでお示しします。
79			「賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人になること」を1号特定技能外国人支援の1つとすることは，特定技能所属機関や登録支援機関にとって過度な負担となるのではないか。	1号特定技能外国人のための適切な住居の確保に係る支援は，当該外国人の安定した在留のために必要不可欠なものであり，かかる支援については，特定技能所属機関又はその委託を受けた登録支援機関において的確に行うことが適当であると考えています。
80			特定技能所属機関が特定技能外国人の住居を確保すべき。	特定技能所属機関に対して1号特定技能外国人の住居を確保することを義務付けることは，過度な負担となることから，法務省令では，支援の内容として，当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることを規定することとしています。 もっとも，特定技能所属機関において，必要に応じて社宅や寮を提供するなどにより住居を確保することは望ましいと考えています。
81			「銀行その他の金融機関における預貯金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援」の「その他の生活に必要な契約に係る支援」とは，具体的にはどのようなものが想定されるのか。	例えば，電気，水道，ガス，インターネット等ライフラインの契約手続などが考えられます。
82		第2の3(1)ア(エ)	特定技能所属機関が特定技能外国人の生活指導をすべき。	法務省令では，特定技能所属機関が1号特定技能外国人に対して行う支援として，本邦での生活一般に関する知識等の情報提供や定期的な面談を実施することとしており，必要に応じて，特定技能の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするため，生活に関する指導等も行うことが想定されます。
83			特定技能外国人の入国後に行う情報の提供は，どのような方法で行う必要があるのか（座学で行う必要があるのか，パンフレット等の配布で足りるのか），情報の提供を行う時期の定めはあるのか。	1号特定技能外国人の入国後に実施する情報提供については，当該外国人に我が国での生活に必要な情報を十分に理解してもらう必要があることから，外国人に直接対面で説明していただくことを想定しており，詳細はガイドラインでお示しします。
84			「出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他外国人の法的保護に必要な情報」の提供を行う者は，その内容が専門的であることから，特定技能所属機関や登録支援機関の役職員以外の者であって，弁護士，行政書士，社会保険労務士などとすべき。	「外国人の法的保護に必要な情報」自体は，必ずしも弁護士等の資格を有するものでなければ説明・提供することができないものではないと考えられることから，弁護士等の関与を義務とまではしていません。 もっとも，弁護士等の有資格者が支援に関与し，高度な支援を提供することは推奨されるべきものと考えます。
85			外国人から相談又は苦情の申出を受けたときは，受入れ機関や登録支援機関で対応することが適当でない場合もあるので，自治体やNGO，弁護士会，法テラスの窓口を紹介することも支援の内容とすべき。	相談等の対応の一環として，特定技能所属機関は，1号特定技能外国人に対し，相談の内容や必要に応じ，地方公共団体や法テラス等の適切な窓口を紹介・案内することも想定されており，詳細はガイドラインでお示しします。
86			外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する情報は，国又は地方公共団体が公表すべき。	1号特定技能外国人に対する支援は，法律上，受入れ機関又は登録支援機関において実施することとしており，これには情報提供も含まれます。 もっとも，政府としては，外国人が安心して医療サービス等を受けることができること等について環境の整備を進めており，各都道府県において外国人患者を受け入れる医療機関を明確化する検討を行っており，引き続き外国人が安心して暮らせる受入れ環境の整備を進めていきたいと考えています。
87			医療機関等に関する情報提供にとどまらず，特定技能所属機関において，当該外国人が医療機関や行政機関に行く場合は，当該外国人に同行することも支援の内容とするべき。	行政機関の各種手続に関する支援や相談対応の支援の一環として，必要に応じて1号特定技能外国人に同行して医療機関や行政機関に赴き手続のサポートをすることも想定しており，詳細はガイドラインでお示しします。

88			外国人が地域で円滑に生活することができるよう，当該外国人が居住する地域の自治会等に関する情報を提供することも支援の内容とすべき。	1号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援の一環として，地域の自治会等に関する案内等も想定されており，詳細はガイドラインでお示しします。
89		第2の3 (1)ア(オ)	「本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること」とは，具体的にどのような意味か。	特定技能所属機関において日本語教育や指導を実施することまで義務付けるものではありませんが，例えば，地域の日本語教室や民間の日本語学校を案内するなどの支援を実施することを想定しており，詳細はガイドラインでお示しします。
90			「本邦での生活に必要な日本語」とは，どの程度の日本語能力をいうのか。	「本邦での生活に必要な日本語」として求められる日本語能力は，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を言います。
91			特定技能所属機関が特定技能外国人の日本語指導をすべき。	法務省令では，特定技能所属機関が1号特定技能外国人に対して行う支援として，本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供することを規定しているところ，1号特定技能外国人は一定の日本語能力を有することや，特定技能所属機関の負担等を考慮し，特定技能所属機関が日本語の指導を行うこと自体を義務とはしていません。 もっとも，特定技能所属機関が日本語の指導を行うこと自体は望ましいと考えており，いずれにしましても，出入国在留管理庁においては，支援の実施状況の届出等を踏まえ，適切な支援の実施が確保されていることを確認してまいりたいと考えています。
92			「日本語を学習する機会を提供」するだけでは不十分であり，日本語を学習するための費用を特定技能所属機関が負担することなど，日本語学習に係る支援の内容を充実化すべき。	1号特定技能外国人は一定の日本語能力を有することが前提であることや特定技能所属機関の負担等を考慮し，法務省令では，日本語を学習する機会を提供することと規定しています。 御指摘のような支援については，必要に応じ，特定技能所属機関が任意に対応されることが適当であると考えています。 いずれにしましても，出入国在留管理庁においては，支援の実施状況の届出等を踏まえ，適切な支援の実施が確保されていることを確認してまいりたいと考えています。
93		第2の3 (1)ア(キ)	「外国人と日本人との交流の促進に係る支援」とは，具体的にどのようなものをいうのか。	地方公共団体及びボランティア団体等が主催する地域のお祭り，ボランティア活動等の地域住民との交流の場に関する開催等の情報提供や参加手続の補助などを想定しています。
94		第2の3 (1)ア(ク)	特定技能所属機関は，外国人が自己都合で退職する場合も転職支援を行わなければならないのか。	1号特定技能外国人への転職支援の必要性や特定技能所属機関の負担等を総合考慮し，当該外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合に特定技能所属機関が転職の支援を実施しなければならないこととしています（法2条の5第7項）。 なお，1号特定技能外国人が自己都合で退職する場合に，特定技能所属機関が自発的に転職に必要な手続等の情報を提供したり，業界団体の相談窓口やハローワーク等を案内するなどの転職支援を任意に行うことを妨げるものではありません。
95			外国人が自由に特定技能所属機関を変更して転職することを確保するためには，自己都合で退職する場合も，特定技能所属機関等において，転職支援を行うこととするべきではないか。	1号特定技能外国人への転職支援の必要性や特定技能所属機関の負担等を総合考慮し，法令上は，当該外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合に特定技能所属機関が転職の支援を実施しなければならないこととしています（法2条の5第7項）。 もっとも，自らの意思で他の特定技能所属機関に転職を求める場合でも，支援の内容として，相談・苦情対応を法務省令で規定することとしており，その対応の一環として，労働条件等の相談のほか，転職に必要な手続やハローワーク等の案内などの支援をすることも考えられます。
96		第2の3 (1)ア(ケ)	「当該外国人とその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施すること」が支援の内容とされているが，「定期的な面談」とは，どの程度の頻度で行う必要があるのか。	「定期的な面談」とは，基本的には3か月に1回以上の頻度で面談を行うことを想定しています。
97		その他	特定技能所属機関（登録支援機関）は，支援に係る実費を特定技能外国人に請求することはできるのか。	1号特定技能外国人に対しては，義務的な支援として，外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合における他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて特定技能の活動を行うことができるようにする支援等，法務省令で定める支援を行わなければならないとしており，このような義務的な支援に要した費用については外国人に負担させることは認められません。 もっとも，住宅の賃料等の実費を外国人に負担させることは差し支えありません。
98			多言語での電話相談やメンタルケア，本国の家族への連絡費用を特定技能所属機関が負担するなど，1号特定技能外国人への支援をさらに充実化させるべき。	1号特定技能外国人に対する支援の内容については，その必要性や特定技能所属機関の負担等を考慮して法務省令で定めていますが，御指摘のような支援については，必要に応じて，特定技能所属機関において任意に行っていくことが期待されると考えています。
99			技能実習生として本邦に在留していた者や，一定の日本語能力を有する者に対しても，一律に「本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること」という支援を行わなければならないのか。 特定技能外国人に応じて支援計画の内容を緩和しても差し支えないのか。	本邦に在留する外国人にとって日本語を習得することは，円滑な在留のために重要なものと考えられ，特定技能所属機関においては，対象となる1号特定技能外国人の能力等に応じ，必要な範囲で日本語を学習する機会を提供することが必要になります。 その上で，既に日本に在留している1号特定技能外国人と新たに日本に入国しようとする1号特定技能外国人について，支援の程度が変わることはあり得るところ，日本語を学習する機会を提供することのほか，具体的な支援の実施の要否については，1号特定技能外国人の能力やその必要性等に応じ，個別に判断される場合があると考えています。
100			法務省令で規定している外国人に対する支援は手厚すぎるので，そのような支援は不要である。	1号特定技能外国人に対する支援の内容については，特定技能外国人の安定的な在留を確保するために必要なものであると考えています。
1号特定技能外国人支援計画の基準（法第2条の5第8項）				
101		第2の4 (1)	「支援の内容が，当該外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関又は当該機関から契約により一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること」とは，どのような意味なのか。	本基準は，1号特定技能外国人支援計画において定められる支援の内容が，当該外国人の適正な在留に資するものとなっていることのほか，同計画が実現可能であることを求めるものです。 1号特定技能外国人支援計画の実現可能性が問題となる場合としては，例えば，特定技能所属機関又は登録支援機関において選任されている支援担当者が数名であるにもかかわらず，多数の特定技能外国人を受け入れようとする場合が考えられます。 1号特定技能外国人支援計画の実現可能性は，個別の事案における具体的な事情のもとで判断されるべき事項ですが，詳細はガイドラインでお示しします。

102		第2の4 (2)	「支援が対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること」について，「その他の方法」とは，どのようなものか。	インターネットによるビデオ通話などを想定しています。
103			本邦に入国する前の支援について，当該外国人が所在する国の機関等に委託して実施することは可能なのか。	特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援の一部のみを登録支援機関に委託した場合や，1号特定技能外国人支援の全部又は一部を登録支援機関以外の第三者に委託した場合は，法第2条の5第5項の適用はないことから，当該特定技能所属機関は適合1号特定技能外国人支援計画の適切な実施が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合しなければなりませんが，法令の要件を満たす限りにおいて委託をする機関は国内に限られません。
104		その他	1号特定技能外国人に対する支援が適切に実施されていることをどのようにして確保するのか。	特定技能所属機関又は登録支援機関は，定期的に適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を届け出ることとされており（法第19条の18第2項第2号，第19条の30第2項），届出を受けた出入国在留管理庁において，各機関の監督や必要な指導・助言を行うこととしています。 その上で，当該指導・助言に従わず，適正に支援を実施しない場合や，適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合しないと認められる場合には，特定技能所属機関については，立入検査や改善命令等の対象となり，命令に従わない場合には罰則が科されるほか，一定期間外国人の受入れが認められなくなることとしており，登録支援機関については，登録を取り消すことができることとしています。 これらにより支援が適切に実施されることを確保しています。
105			特定技能所属機関が1号特定技能外国人を同時に複数雇用する場合，特定技能1号外国人支援計画は複数作成しなければならないのか。	1号特定技能外国人支援計画は1号特定技能外国人ごとに作成する必要があります。
106			特定技能所属機関は特定技能外国人支援計画の作成を第三者に依頼することはできるのか。	1号特定技能外国人支援計画は，外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関において作成いただくものでありますが（法第2条の5第6項），必要に応じて，登録支援機関その他の者に支援計画の作成の補助をしてもらうことも排除されません。
107			支援計画の適正を確保するため，1号特定技能外国人支援計画についても，技能実習計画と同様，認定制とすべき。	法第2条の5第8項は，1号特定技能外国人支援計画は，法務省令で定める基準に適合するものでなければならないと規定しており，同条項の委任を受けた法務省令においては，その具体的な基準として，支援の内容が当該外国人の適正な在留に資するものであることなどを規定することとしています。 1号特定技能外国人支援計画が法務省令で定める基準に適合していることについては，個々の外国人の在留資格認定証明書の交付申請等の審査において厳格に判断することとしており，支援計画の適正を十分に確保することができると考えています。
108			特定技能所属機関が登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部又は一部を委託する場合，通常必要となる支援の経費等をあらかじめ明示しておくべき。	支援に要する費用の明確性を確保するため，法務省令では，登録支援機関については，特定技能所属機関との間で支援委託契約を締結するに当たり，支援業務に要する費用の額及びその内訳を示さない者については登録を拒否することとしています。
109			特定技能所属機関が登録支援機関に支払う費用は，支援の実費の範囲内とすべき。	支援に要する費用の金額については，支援の対象となる1号特定技能外国人の数，支援を委託する特定技能所属機関の事業所数や場所等に応じて異なり得るものであり，その金額の多寡は当事者である特定技能所属機関と登録支援機関の合意に基づき決まることとなります。 この点に関し，法務省令では，登録支援機関については，特定技能所属機関との間で支援委託契約を締結するに当たり，支援業務に要する費用の額及びその内訳を示さない者については登録を拒否することとしていますが，支援の質に相応する対価が支払われるべきであると考えています。
110			支援の全部の委託を受けた登録支援機関は，支援を第三者に委託することはできるのか。	登録支援機関は，1号特定技能外国人支援計画の全部を実施することが想定されていることから（法第19条の23第1項），支援業務の全部又は一部を第三者に委託することは許されません。 なお，支援業務の実施に当たり，通訳等の履行補助者を使用することは差し支えありません。
分野，技能水準に関する省令				
産業上の分野（第2の1）				
111			省令で規定された14分野の一部又は全部について外国人の受入れを認めるべきではない。	法務省令で規定している14の特定産業分野については，当該分野を所管する関係行政機関の長において，法第2条の4第1項の規定に基づき定める分野別運用方針において，現在，当該分野における人手不足が深刻であり，当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを有効求人倍率，雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的指標等により具体的に示し，その上で，法務大臣は，同項の規定に基づき，当該分野を所管する行政機関の長並びに国家公安委員会，外務大臣及び厚生労働大臣と共同して，分野別運用方針を作成し，関係閣僚会議に諮った上で，最終的に，特定技能外国人の受入れ分野として法務省令で規定するものです。 当該14の分野については，深刻化する人手不足に対応するため，特定技能外国人の受入れが必要であると考えています。
112			今後，分野の追加はどのようなタイミングでされるのか。 その見通しはどのようなものか。 今後，分野は追加される予定はあるのか。	分野の追加については，今回の受入れ制度は，現下の深刻な人手不足に対応するため，一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人材を，真に必要な分野に限って受け入れようとするものであり，当面，その運用状況を検証していくことにしたいと考えています。 その上で，一般論として申し上げれば，法務省令で定める14分野以外の分野について，特定産業分野として追加する場合には，当該分野を所管する省庁から法務省に対して外国人の受入れの希望を示していただき，その後，法務省を含む制度関係行政機関との間で必要な協議を行い，最終的には，当該分野における分野別運用方針を定め，法務省令において，特定産業分野として規定されることとなります。
技能（第2の2）				

113			必要とされる技能水準や日本語能力の考え方や内容を明確にすべき。	特定技能1号において求められる「一定の専門性・技能」とは，入管法上，「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」と規定されており，その技能水準に達するために相当期間の実務経験等を要する技能であって，特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行することのできるだけのものを言います。 例えば，業務を遂行するに当たり，監督者の指示を理解し，的確に業務を遂行することができる，又は自らの判断により業務を遂行することができる能力を有する者がこれに該当します。 また，特定技能1号において求められる日本語能力水準は，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の日本語能力水準と，特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準があります。 特定技能2号において求められる技能水準は，現行の専門的・技術的分野の技能水準と同等又はそれ以上の高い水準の技能を言います。 これは，一定の経験が集積され，技能が熟達の域に達していると認められる水準であり，例えば，自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる，又は監督者として業務を遂行できる能力を有するものを言います。 このような必要とされる技能水準や日本語能力の考え方，内容は，基本方針において明確にされています。
114			「熟練した技能」とは，具体的にどの程度の技能か。 その水準は誰が定めるのか。	2号特定技能外国人は，特定産業分野に属する「熟練した技能」を要する業務に従事する活動を行う者であるところ，「熟練した技能」とは，現行の在留資格「技能」と同様，長年の実務経験等により身につけた熟達した技能を言います。 この技能を有するかどうかの具体的な基準は，分野所管行政機関が定める試験等により確認することとしています。
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令案				
特定技能1号，2号の在留資格をもって上陸しようとする者に係る基準（第2の1，2共通）				
115			送還を忌避する国からの受入れについては，入国審査を厳格化し，又は入国を禁止すべき。	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」（上陸基準省令）では，特定技能1号及び特定技能2号の在留資格をもって本邦に上陸しようとする者は，退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持していることという基準に適合することを要することとしています。
116			不法滞在者が多い国等からの受入れについては，入国審査を厳格化し，又は入国を禁止すべき。	基本方針においては，不法滞在その他我が国の出入国管理上支障を生じさせている国からの受入れについては慎重に対応するとされており，この方針に基づき対応することとしています。
117			一定の前科や前歴がある外国人の受入れについては，入国審査を厳格化し，又は入国を禁止すべき。	入管法では，一定の罪を犯した外国人については本邦に上陸することができないと規定しており，かかる上陸拒否事由に該当するか否かについては厳格に審査をしています。 特定技能の在留資格をもって本邦に上陸しようとする外国人についても，当該事由に該当するか否かを厳格に審査していきたいと考えています。
118			二重国籍者の受入れについては，入国審査を厳格化し，又は入国を禁止すべき。	入管法では，我が国の利益又は公安を守る観点から，上陸を禁止すべき外国人をその事由別に列挙して規定し（法第5条第1項参照），あるいは，特定技能の在留資格を含む法別表第1の2の表に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合することを求めることとしています（法第7条第1項第2号）が，二重国籍者であることのみをもってその上陸を禁止する必要性を認めることは困難であると考えられることから，直ちに上陸を禁止することは相当ではないと考えています。
119			特定技能の活動を行うことが困難な妊婦については受入れを行わないべき。	入管法では，我が国の利益又は公安を守る観点から，上陸を禁止すべき外国人をその事由別に列挙して規定し（法第5条第1項参照），あるいは，特定技能の在留資格を含む法別表第1の2の表に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合することを求めることとしています（法第7条第1項第2号）が，妊婦であることのみをもってその上陸を禁止する必要性を認めることは困難であると考えられることから，直ちに上陸を禁止することは相当ではないと考えています。
120			日本の産業機密等を不正に国外に持ち出そうとする者の存在が危惧されることから，それらの者の入国審査を厳格化すべき，又は入国を禁止すべき。	御意見のような入国目的を有する者に対する入国審査は厳格に実施し，入国目的を偽るなどする場合には確実に上陸を拒否してまいります。
121			入国審査においては，本国で犯罪歴がないことの証明書を提出させるべき。	入管法では，日本国以外の国の法令に違反して，1年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者（ただし，政治犯罪により刑に処せられた者は，この限りではない。），麻薬等の薬物の取締りに関する日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者は，本邦に上陸することができないこととしています（法第5条第1項第4号，第5号参照）。 当該事由に該当するか否かは，本人による申述を含め，事前に入手した情報等により判断しているところであり，引き続き適正な上陸審査に努めてまいりたいと考えています。
122			本邦で在留するために必要な年収や預貯金等の資力要件を設け，入国審査においては，銀行残高証明書等といった，十分な資力があることを示す資料を提出させるべき。	特定技能雇用契約は，外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの基準に適合しなければならないとすることを予定しています。 そのため，特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人が，その在留資格に係る活動を行っていれば，本邦で安定した生活を確保し得るものと考えられることから，例えば，「留学」の在留資格のように，本邦で在留するための資力要件を設けるまでの必要はないと考えています。
123			入国審査においては，薬物検査結果の証明書を提出させるべき。	入管法では，麻薬等の薬物の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者のほか，薬物を不法に所持する者は，本邦に上陸することができないこととしています（法第5条第1項第5号，第6号参照）。 当該事由に該当するか否かは，本人による申述を含め，事前に入手した情報等により判断しているところであり，引き続き適正な上陸審査に努めてまいりたいと考えています。

124			入国審査においては，外国人の居所等を把握するため，滞在先の証明書を提出させるべき。	中長期在留者は，住居地を定めた日から14日以内に，住居地の市町村の長を経由して，法務大臣に対し，その住居地を届け出なければならないとされており（法第19条の7第1項），本邦に在留する中長期在留者の住居地については，適切に把握することが可能な仕組みとなっています。 その上で，本邦に上陸しようとする外国人については，本邦における連絡先に係る情報を入国審査官に提供しなければならないとされており（施行規則第5条第2項第7号），これらの規定により，外国人の本邦における居所等を適切に把握していきたいと考えています。
125			入国審査では，テロリストではないことその他テロと無関係であることの宣誓書を提出させるべき。	テロリストや犯罪者等の要注意人物の入国を確実に阻止するため，指紋等の個人識別情報を活用した入国審査を実施するほか，ICPO（国際刑事警察機構）が構築している紛失・盗難旅券データベースを活用する等，厳格な入国審査のための様々な施策を講じています。 引き続き，テロリスト等の入国を阻止するための水際対策を更に強力に推進してまいりたいと考えています。
126			就労者として受入れることから，健康状態が良好であることを基準とし，健康診断書を提出させるべき。	御意見を踏まえ，法務省令において，外国人本人の基準として，「健康状態が良好であること」を規定することとし，また，これを証する資料の提出を求めることとしました。
127			在留資格の更新時を含めて，特定技能外国人の社会保険への加入事実の確認を行うべき。	特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関については，特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならないとされており（法第2条の5第3項第1号参照），かかる基準の1つとして，法務省令において，労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを規定することとしています。 そのため，かかる基準に適合しない本邦の公私の機関は，特定技能外国人を受け入れることはできないこととなります。
128			特定技能外国人の入国に当たっては，民間の保険や外国人専用の保険に加入していることを基準とするべき。	特定技能外国人については，中長期在留者として，一定期間，本邦において，特定技能雇用契約に基づいて就労するものであり，その際，必要な公的医療保険に加入することが想定されています。
129			同一分野内で複数の試験に合格すれば，試験に対応する複数の業務を行うことができるのか。	同一の分野内の複数の試験に合格し，従事しようとする業務に必要な技能を有している場合は，試験に対応する業務に従事することは差し支えありませんが，特定技能雇用契約で定める業務内容に変更がある場合は，出入国在留管理庁長官に届け出ていただく必要があります。
130			異なる分野の複数の技能試験に合格すれば，それぞれの分野の技能試験に対応する業務を行うことができるのか。	業務に対応する試験に合格している場合，異なる複数の分野に属する業務に従事することは可能ですが，法務大臣において外国人が活動する特定技能所属機関及び特定産業分野を指定することになっているため，異なる複数の分野に属する業務に従事する場合は，各分野について法務大臣の指定を受ける必要があります。
131			帯同する家族についても，一定の日本語能力を有することを基準とすべき。	2号特定技能外国人の配偶者又は子には，在留資格「家族滞在」が付与されることがありますが，その配偶者又は子については，本邦において行うことができる活動が「配偶者又は子として行う日常的な活動」とされており，必ずしも一定の日本語能力を必要とするものではないことから，日本語能力水準の基準に適合するものであることまでを求めることとはしていません。
特定技能1号の在留資格をもって上陸しようとする者に係る基準（第2の1）				
132		第2の1 (1)	「技能実習2号を良好に修了している者」とは，具体的にはどのような者をいい，なぜ技能試験及び日本語能力試験が免除されるのか。	「技能実習2号を良好に修了している者」とは，技能実習1号を「1年」修了し，技能実習2号を「1年10月以上」修了した者であって，技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格者又は実習実施者等が作成した技能実習の実習状況を評価した文書等により技能実習実施中の出勤状況や技能の修得状況等を総合的に考慮し，欠勤がないなど，良好に実習を修了した者をいいます。 これらの者は，約3年間にわたり本邦で実習を行いながら日常生活を送ることができたものであり，特定技能1号で求められる技能及び日本語能力を有していると評価することができると考えています。
133			技能実習2号を修了した者は，技能検定3級に合格していなければ特定技能1号に在留資格を変更することはできないのか，それとも，技能検定3級に合格していなくても，特定技能1号に在留資格を変更することはできるのか。 技能検定3級に合格していることを要件とすべきではないか。	技能検定3級に合格していない者については，実習実施者等が作成した技能実習の実習状況を評価した文書等により技能実習実施中の出勤状況や技能の修得状況等を総合的に考慮し，欠勤がないなど，良好に実習を修了したことを求めることにより，特定技能1号の技能水準及び日本語能力水準の確保を図ることとしています。
134			技能実習2号を修了して既に帰国した者であっても，特定技能1号で上陸しようとする場合には，技能試験及び日本語能力試験を免除されるのか。 帰国後何年が経過していても試験は免除されるのか。	「技能実習2号を良好に修了した」ことを証明できる場合は，技能試験及び日本語試験の免除を受けることができます。
135			旧技能実習2号を修了して帰国した者は，技能及び日本語能力試験に合格しなくても，特定技能1号の在留資格を付与されるのか。 旧技能実習2号修了後に帰国して一定期間が経過している場合は，技能及び日本語能力試験に合格していることを基準とすべきではないか。	旧技能実習2号であっても良好に修了したことを証明できれば，技能試験及び日本語能力試験が免除されます。 また，一旦修得等した技能や日本語能力が大きく低下することは想定し難い上，仮に，そのようなことがあったとしても，特定技能1号の在留資格を得るためには特定技能所属機関に雇用される必要があるため，技能実習2号修了後の期間経過により技能や日本語能力が大きく低下した外国人が特定技能所属に雇用されて特定技能1号の在留資格を得ることも想定し難いと考えています。
136			技能実習2号を良好に修了した者でも，特定技能1号に在留資格を変更する場合は，技能及び日本語能力試験に合格することを基準とすべき。	技能実習2号を良好に修了した者は，おおむね3年間，本邦において技能等を計画的に修得し，我が国社会で生活した者であり，特定技能1号に必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものと評価し得ることから，技能及び日本語能力試験に合格していることを基準とはしないこととしています。

137			技能実習3号を修了した者は，技能及び日本語能力試験を受けないまま，特定技能の在留資格に移行することはできるのか。	技能実習3号を修了した者についても，技能試験及び日本語試験を免除することとしています。
138			技能実習2号を修了した者が，特定技能1号に在留資格を変更する場合は，技能移転のための帰国をする必要はあるのか。 帰国を要しないとすると，技能実習制度の趣旨に反することから，技能移転のための帰国を要するとすべきではないか。	技能実習2号を修了した者が特定技能1号に在留資格を変更する場合，法令上，一時帰国を要することとはしていません。 他方で，特定技能1号は，在留期間の上限が定められている上，特定技能1号から特定技能2号に在留資格を変更する場合には，技能実習の在留資格に基づく活動により本邦において修得，習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められることを基準とすることから，技能実習制度の趣旨に反するものではないと考えています。
139			技能実習2号を修了したものは，技能実習で従事した職種や作業に関わらず，特定技能のいずれかの分野に，技能及び日本語能力試験に合格することを要することなく移行することができるのか。	技能実習2号修了者が特定技能1号に在留資格を変更する場合に技能試験が免除されるのは，当該技能実習に係る職種・作業に対応する分野の業務となりますので，異なる分野の業務に従事する場合は，技能試験は免除されません。
140		第2の1 ⑴ア	外国人本人が「18歳以上であること」という基準は，当該外国人がどの時点で適合する必要があるのか。	法律上，特定技能の活動を行おうとする外国人は，法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合していることの立証については在留資格認定証明書をもってしなければならないとされており（法第7条第2項），法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令において規定される外国人本人の年齢に関する基準は，法務大臣が，当該外国人に対し，在留資格認定証明書を交付するときに適合している必要があります。 ただし，在留資格認定証明書の有効期限である交付日から3か月以内のいずれかの日に18歳となることが認められ，かつ，同日以降に上陸することを確約している場合には，実務上，在留資格認定証明書を交付することとしています。
141		第2の1 ⑴イ・ウ	過去に技能試験や日本語能力試験に合格していれば，合格から何年が経過していたとしても，技能及び日本語能力の基準に適合しているものと認められるのか。	技能試験及び日本語能力試験の合格により技能及び日本語能力が証明される期間について特に定める必要がある場合は，分野別運用方針，分野別運用要領等に規定することとなるところ，現時点で，当該期間を定めている分野はありません。
142			技能水準を満たすか否かは，試験のみにより確認されるのか。 「試験その他の評価方法」の「その他の評価方法」とは具体的に何か。	試験以外で技能水準や日本語能力水準を証明することが認められる場合については，例えば，外国における資格等が想定されますが，具体的な内容は，各特定産業分野に係る分野別運用方針に記載されていますので，そちらを確認してください。
143			「本邦での生活に必要な日本語能力」とは，具体的にどのような能力をいい，その能力の有無はどのようにして判断するのか。	かかる日本語能力については，基本的な個人情報や家族情報，買物，住所，仕事等，直接的関係がある領域に関する，よく使用される文や表現が理解できること，日常的な範囲において身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができること，自分の背景や身の回りの状況や，直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明することができることを想定しています。 これらの能力については，各分野所管行政機関において試験等で確認することとしています。
144			特定技能の在留資格に係る技能試験又は日本語能力試験について，受験資格は定められるのか。 失踪した技能実習生等にも受験資格は認められるのか。	受験資格は，試験ごとに定められる予定です。 また，分野別運用方針に係る運用要領において，国内で試験を実施する場合，御指摘の失踪した技能実習生等については，受験資格を認めないこととしています。
145			技能実習2号を修了していなくても，海外において技能試験及び日本語能力試験に合格した場合は，特定技能1号の在留資格で上陸することはできるのか。	技能実習2号を修了していなくても，国外で実施される技能試験及び日本語試験に合格し，その他の要件も満たす場合には，特定技能1号の在留資格で上陸することができます。
146		第2の1 ⑴ウ	外国人が地域で生活していくためにも，外国人には十分な日本語能力水準を求めるべき。	御意見のとおり，外国人が地域において生活していく上で一定の日本語能力を有することは非常に重要なことであると考えています。 そのため，1号特定技能外国人に求められる日本語能力は，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることが必要であると考えています。
147			1号特定技能外国人に求める日本語能力水準は，現在求められている水準よりも低いものとし，入国後に日本語の教育を行うこととすれば良いのではないか。	特定技能制度は，深刻な人手不足に対応するため，現行の専門的・技術的分野における外国人の受入れ制度を拡充し，一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人を受け入れるものであるところ，そのために，外国人に求める日本語能力は，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としており，これよりも日本語能力の水準を低いものとすることは相当ではないと考えています。 その上で，特定技能所属機関に対しては，当該外国人が特定技能に係る活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための支援として，本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供することを義務付けているものです。
148			介護や外食等の対人サービスの分野では，他の分野よりも高い日本語能力水準を求めるべき。	1号特定技能外国人に求める日本語能力は，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本とした上で，分野を所管する省庁の検討の下，分野ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して具体的に定めているものです。 なお，介護分野については，分野別運用方針に係る運用要領において，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の日本語能力を有することを確認の上，「介護日本語評価試験（仮称）」を通じ，介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力を確認することとして追加的に日本語試験に合格することを求めており，他の分野よりも高い日本語能力水準を求めています。
149			法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において6か月以上の日本語の教育を受けた者は，在留資格「留学」の上陸基準省令に適合することとなることから，それをもって特定技能1号の日本語能力水準を満たしているものとみなすべき。	1号特定技能外国人に求める日本語能力は，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本とした上で，特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して具体的に確認することにより測定することとしています。 外国人に対する日本語教育を行う教育機関で法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるものにおいて6か月以上の日本語の教育を受けた者は，在留資格「留学」の上陸基準の一に該当することとなりますが，それのみをもって，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を有すると認めることは困難であると考えています。
150		第2の1 ⑵	申請人（外国人）又は申請人と社会生活において密接な関係を有する者が保証金を徴収されていないことをどのようにして確認するのか。 申請人の誓約書で確認するのみということであれば，実効性に欠けるのではないか。	在留諸申請時においては，あっせん業者等に支払った金銭について外国人本人が作成する書面等で確認し，また，1号特定技能外国人については，支援の一環である事前ガイダンスにおいて，支援を行う特定技能所属機関又は登録支援機関が，外国人に対し，保証金の徴収が違法であることを伝えて確認を行ったり，受入れ後においても定期的な面談を行うことにより，違反行為の有無を把握することとしています。 なお，外国人本人が作成する書面の内容については，おって，届出内容や各種必要な調査等によりその事実関係を確認していくこととなります。

151		第2の1 (3)	「申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における特定技能1号の活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合は，その額及び内訳を十分に理解して，当該機関との間で合意していること」という基準に関し，「外国の機関」とはどのような機関を想定しているのか。	本国における仲介事業者などを想定しています。
152		第2の1 (4)	外国人本人が定期に負担する費用に関する合意は書面によることを要することとすべき。	特定技能雇用契約に含まれる費用であれば，書面によることが求められ，また，不当な費用を負担していることが疑われれば，出入国在留管理庁において，外国人からヒアリングを行ったり，調査権限を行使し，必要に応じ，指導等を行うこととしています。
153		その他	外国人が「短期滞在」の在留資格で本邦に上陸し，技能試験及び日本語能力試験を受けることはできるのか。	技能試験及び日本語能力試験は原則として国外において実施しますが，分野所管行政機関の判断により，中長期在留者のほか，過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者を対象として，国内においても試験を実施することができますので，この場合は，「短期滞在」の在留資格で本邦に入国して試験を受けることは可能です。
154			技能試験は日本語又は当該国の現地語に限らず，英語等でも実施すべき。	技能試験で使用する言語をどのような言語で実施するかは，各分野を所管する行政機関において適切に判断されるものと承知しています。
155			技能試験及び日本語能力試験が適正に行われることをどのようにして確保するのか。	特定技能外国人に求める専門性・技能は，受入れ分野を所管する関係行政機関が定める試験等によって確認されるところ，試験は，一定の専門性・技能を要する業務に即戦力として従事するために必要な知識又は経験を測るに足るものである必要があります。 そこで，法務省は，試験の適正な実施を確保するため，試験問題の作成，試験の実施方法，実施場所，実施回数等について「試験方針」を定めることとしており，分野を所管する行政機関等は，試験方針に従って「試験実施要領」及び試験問題を作成の上，有識者等の確認を経たことを証明する書類その他の必要書類とともに法務省に提出し，法務省の確認を経た上で適切に試験を実施することとなります。 さらに，特定産業分野を所管する関係行政機関等は，各事業年度終了後，法務省に対し，試験実施状況報告書を提出することとしており，法務省は試験が適正に実施されたことを確認した上で試験実施状況報告書を公表することとなっており，これらの手続を通じて，試験の適正を確保してまいりたいと考えています。
156			技能試験や日本語能力試験に合格すれば，実務経験は不要なのか。 実務経験を求めるべきではないか。	特定技能の在留資格に関しては，法務省令において，一定の技能，日本語能力を有していることが証明されていることを外国人本人の基準としており，これにより一定の技能等を有することを確認することができることから，実務経験を有することを基準とはしていません。 もっとも，法務省令では，個別の特定産業分野において，従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることを証明する試験その他の評価方法の1つとして，外国人本人に一定の実務経験を有することを基準として規定することを可能としています。
157			「留学」等の在留資格で本邦に在留する外国人も，技能試験及び日本語能力試験に合格すれば，特定技能1号に在留資格を変更することができるのか。	国内受験資格については，分野別運用要領や試験実施要領等で定めることとなりますので，そちらをご確認ください。
158			既存の在留資格「介護」と，在留資格「特定技能」における介護，EPA介護，技能実習「介護」は，それぞれ，どのような点で異なるのか。	在留資格「介護」で在留する者は，介護福祉士の資格を有する者が本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士として介護又は介護の指導を行う業務に従事するものです。 介護分野において在留資格「特定技能1号」で在留する者は，技能水準・日本語能力水準を試験等で確認されている者で，当該試験等により確認された技能を要する身体介護等の業務に従事するものです（詳細は，「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」をご参照ください。）。 EPA（経済連携協定）に基づき看護師・介護福祉士候補者として受け入れている者は，二国間の経済連携の強化の観点から，看護師や介護福祉士の国家資格取得を目指す者を在留資格「特定活動」で受け入れているものです。 在留資格「技能実習」で介護職種・介護作業に従事する者は，人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を目的とし，技能実習計画に基づき介護の技能等を修得するために在留するものです。
159			労働者の国外への送出しの手続に関し，送出し国において，送出し国の国内法令等の定めがある場合は，当該手続を経ていることを規定すべき。	御意見を踏まえ，法務省令でその旨を規定しました。
特定技能2号の在留資格をもって上陸しようとする者に係る基準（第2の2）				
160		第2の2	特定技能2号の在留資格で本邦に在留するためには，特定技能1号の在留資格で本邦に在留していたことが基準となるのか。	特定技能1号による在留資格を得ていない外国人であっても，制度上は，特定技能2号の試験に合格すれば，特定技能2号の在留資格が認められることになります。
161		第2の2 (5)	「技能実習の活動に従事していたときは，当該活動により本邦において修得，習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること」とされているが，「努めるものと認められる」ではなく，「努めたものと認められる」とすべきではないか。	「技能実習」の在留資格をもって本邦に在留していたことがある外国人が特定技能2号の在留資格をもって本邦に在留しようとする場合においては，その時点で，必ずしも本邦において修得等した技能等を本国へ移転していることまでを求めるものではないため，「努めるものと認められる」と規定しています。
162		その他	特定技能2号についても，一定の日本語能力を有することの基準に適合することを求めるべき。	特定技能2号の在留資格は，現行の専門的・技術的分野における在留資格と同様の在留資格であることから，2号特定技能外国人については，「技能」や「技術・人文知識・国際業務」といった現行の専門的・技術的分野における在留資格と同様，日本語能力を求めることとはしていません。
163			特定技能2号の在留資格による受入れは厳格にすべき。	特定技能2号は，「熟練した技能を要する業務に従事する活動」を行う外国人を受け入れるための在留資格です。 特定技能2号の在留資格が認められるためには，現行の専門的・技術的分野における在留資格に必要とされる技能と同等又はそれ以上の技能が求められ，高い専門性を有していることを難度の高い試験によって確認される必要がありますので，受入れのハードルはかなり高く，より限られた人数になると考えています。 特定技能の在留資格をもって本邦に上陸しようとする外国人を含め本邦に上陸しようとする外国人については，引き続き，慎重かつ厳格な入国審査を実施していきたいと考えています。
出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案				

（共通）特定技能所属機関がすべき届出（第2の1，2）				
164			特定技能所属機関が出頭して届出を行う場合の出頭先は，特定技能外国人の住居地を管轄する出入国在留管理官署か，特定技能所属機関の所在地を管轄する出入国在留管理官署か。	特定技能所属機関の所在地を管轄する出入国在留管理官署に届け出ていただくことになります。 なお，郵送でも行うことができることとする予定です。
165			特定技能所属機関の負担を軽減するため，届出事項をより少なくすべき。	法第19条の18に係る特定技能所属機関の届出事項については，特定技能所属機関の基準適合性や，特定技能外国人の適正な在留の確保の観点から，出入国在留管理庁長官において，随時又は定期に把握しておくことが必要と考えられるものを規定しています。
特定技能所属機関がすべき随時の届出（第2の1）				
166		第2の1	特定技能外国人が行方不明になった場合，特定技能所属機関は出入国在留管理庁長官にその旨を届け出なければならないのか。	特定技能外国人が行方不明となった場合は，特定技能外国人の受入れが困難となった事由，発生時期及びその原因を出入国在留管理庁に届け出ていただくことになります。
167			特定技能所属機関は，支援委託契約が終了したときは，その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならないとされているところ，どのような事項を届け出なければならないのか。	支援委託契約が終了した年月日及び終了の事由を届け出ていただくことになります。
特定技能所属機関がすべき定期的な届出（第2の2）				
168		第2の2 ⑵ア	「特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬の支払状況」を届け出ることとされているが，そのような者がいない場合は，届出は不要なのか。	比較対象となる従業員の報酬支払状況を届け出ていただくこととしていますが，そのような者がいない場合は不要です。
169		第2の2 ⑷	特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の変更をしたときは，出入国在留管理庁長官に対し，適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出して届け出なければならないとされているところ，「適合一号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料」とは，具体的にどのようなものか。	支援の実施状況に関する届出の参考様式を，別途公表します。
170		第2の2 ⑸	法第19条の18第2項の届出を四半期毎に義務付けるのは，受入れ機関の負担となることから，回数を減らすべき。	出入国在留管理庁による確認の必要性，特定技能所属機関の負担，問題があった場合の対応等の観点を総合的に考慮し，四半期ごととするのが適切と考えています。
171		その他	特定技能外国人が社会保険に加入しているか否かは届出事項とされているのか。 届出が義務付けられていないのであれば，届出事項として届出を義務付けるべき。	健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の適用状況は届出事項となっており，また，国民健康保険及び国民年金に加入すべき外国人については，在留期間更新許可申請時に，保険料の加入・納付状況を確認することとしています。
登録支援機関の登録を受けるための申請（第2の3）				
172		第2の3 ⑶ア	登録支援機関の登録の申請の際に提出する法人役員の住民票は，役員全員ではなく，登録支援業務に関与する役員のみとし，関与しない役員については，登録支援業務に関与しない旨の誓約書の提出により，住民票の提出を免除すべき。	御意見のような運用を考えています。
173		第2の3 ⑶ウ	登録支援機関の登録を受けようとする者は，「支援委託契約の契約書又はこれに代わる書類の写し」を提出しなければならないとされているが，未だ登録を受けていない状況で，特定技能所属機関との間で支援委託契約を締結している必要があるのか。	登録支援機関になるための登録申請時には，特定技能所属機関との間で支援委託契約を締結している必要はありません。 具体的な条文化の際に御意見を参考にさせていただきました。
登録支援機関の登録拒否事由（第2の4）				
174		第2の4 ⑵ア	登録支援機関になろうとする者について，「その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている」とは，具体的にはどのような場合か。	登録支援機関の登録を受けようとする者が，実習実施者として技能実習生を受け入れていたり，特定技能所属機関として特定技能外国人を受け入れていた場合に，報酬を支払わなかったり，相談・苦情に適切に対応しなかったりしたことにより失踪した技能実習生や特定技能外国人を発生させている場合を想定しています。
175			登録支援機関については，当該機関の「責めに帰すべき事由」によらないで行方不明者が発生した場合も，登録を拒否すべき。	当該機関の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生している場合は，支援が適切に行われないおそれがあることから，そのような場合には登録支援機関としての登録を受けることができないとすることが相当と考えられます。 他方で，当該機関の責めに帰すべき事由によらないで行方不明者が発生している場合にまで，登録を受けることができないとすることは，そのような者にとって厳格にすぎると考えられます。 そのため，当該機関の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生している場合に登録を受けることができないとしています。
176		第2の4 ⑵イ（ア）	無料職業紹介を行っている専門学校は登録支援機関となり得るのか。 留学生の受入れを行っている学校法人，日本語教育機関についても，登録支援機関としての登録を認めるべき。	御指摘のような専門学校や日本語教育機関等についても，法令の要件を満たす場合は，登録支援機関の登録を受けることができます。

177		第2の4 ⑵イ（イ）	支援担当者は，「過去5年間に2年以上法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験」を有することが要件とされているが，「生活相談業務」とは具体的にどのような業務をいうのか。 また，その「一定の経験」とはどのようにして判断されるのか。	「生活相談業務」とは，内容を問わず，広く中長期在留者の生活に関する相談一般に関する業務をいい，一定の「経験」については，件数の多寡を問いません。
178			支援担当者は，過去5年以内に2年以上中長期在留者の生活相談に応じた経験を有することが要件とされているが，2年間程度の実績では十分ではなく，技能実習計画作成指導員と同様，5年程度の経験を必要とすべきではないか。	特定技能制度は技能実習とは異なる制度であり，支援の趣旨に鑑み，過去5年以内に2年以上中長期在留者の生活相談に応じた経験を要件としています。
179		第2の4 ⑵イ（ウ）	「報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験」とは，具体的にどのようなものをいうのか。	例えば，弁護士，司法書士，行政書士，社会保険労務士等のいわゆる士業者又はこれらの者で構成される法人であって，在留外国人に関する法律，労働等に関する相談に従事したことがあることをいいます。
180			「過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者」として登録支援機関の登録を受けようとする者は，別途，支援責任者及び支援担当者を選任しなければならないのか。	支援責任者と支援担当者の兼任の可否に関する御意見を踏まえ，法務省令において，支援責任者と支援担当者は兼任することができる旨を規定することとしています。 そのため，例えば，弁護士や行政書士で，「過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者」は，法令の要件を満たせば，単身でも登録支援機関の登録を受けることは可能です。 なお，そのような場合であっても，登録支援機関が実際に1号特定技能外国人の支援を行う場合には，適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施のための体制を備える必要があります。
181		第2の4 ⑵イ（エ）	登録支援機関の登録を受けるためには，1名の支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任すれば足り，委託の数に応じて支援責任者及び支援担当者を選任する必要はないということでよいのか。	登録後に支援の受託数が増えれば，適切に支援を行うことができるだけの支援担当者を置く必要があります。
182		第2の4 ⑵ウ（ア）	適合1号特定技能外国人支援計画に基づき情報提供すべき事項について，特定技能外国人が十分に理解することができる言語により「適切に情報提供する体制を有していない」とは，具体的にどのような場合をいうのか。 通訳人を従業員として雇用する必要があるということか。	必要な際に通訳を確実に確保できること等の体制を有していればよく，必ずしも通訳人を従業員として雇用することまで求めるものではありません。
183		第2の4 ⑵ウ（イ）	情報提供及び相談対応に関し，「特定技能外国人からの相談に係る対応について，担当の職員を確保」していることとされているが，「担当の職員の確保」とは，常勤の職員を雇用しなければならないという意味か。	支援担当者は，業務の性質上，常勤であることが望まれます。
184			特定技能外国人からの相談に対応する「担当の職員」は，中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績や，中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験といった要件が求められるのか。	支援担当者とは異なり，ご指摘の「担当の職員」について，一律に，中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績等を求めるものではありません。
185		第2の4 ⑵ウ（ウ）	登録支援機関は，特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していることが求められるが，「定期的な面談」とはどの程度の頻度を想定しているのか。 具体的な回数等を規定すべきではないか。	「定期的な面談」とは，基本的には3か月に1回以上の頻度で面談を行うことを想定しています。
186			「定期的な面談を実施することができる体制」とは，具体的にはどのような体制か。	3か月に1回以上の頻度を基本として，1号特定技能外国人及びその監督者と対面して直接話をすることができる体制をいいます。
187			技能実習における監理団体は，登録支援機関になることができるのか。 その場合，監理団体の職員は，特定技能外国人を「監督する立場にある者」に該当するのか。	法令で定める要件を満たす場合は，技能実習における監理団体についても，登録支援機関の登録を受けることは可能です。 「監督する立場にある者」とは，特定技能の制度下において，1号特定技能外国人に対し監督する立場にある者であって，直接指導を行う者のみならず，間接的に当該外国人に対し影響を及ぼし得る者を含みます。
188			「特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していない者」は登録拒否事由に該当することとなるが，各種届出規定により，出入国在留管理庁長官は特定技能外国人等に関する情報を把握できることから，かかる事由は不要ではないか。	1号特定技能外国人に対する適切な支援の実施の観点から，登録の可否を判断する時点で支援責任者及び支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していることを確認できる必要があります。
189		第2の4 ⑵エ	支援状況に関する帳簿書類は，どの時点から1年以上備えて置くことが必要なのか。	1号特定技能外国人の特定技能雇用契約が終了した日から1年以上です。

190		第2の4⑵オ（ア）	技能実習法，入管法，労働基準法等の違反歴がある者は，登録支援機関の登録を受けることができないようにすべき。	出入国在留管理庁長官は，登録支援機関の登録を受けようとする者について，入管法・技能実習法の規定その他出入国又は労働に関する法律の規定に基づき罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者や，登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当するときは，その登録を拒否しなければならないこととしています（法第19条の26第1項）。
191		第2の4⑵オ（イ）	支援責任者及び支援担当者が，「特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者」に該当する場合，登録支援機関としての登録を拒否されることとなるが，「社会生活において密接な関係を有する者」とは具体的にどのような者か。	特定技能所属機関の役員の配偶者や2親等内の親族等をいいます。
192			特定技能所属機関と登録支援機関は，委託契約を締結する関係であり，登録支援機関について，その登録拒否事由として，支援責任者及び支援担当者が特定技能所属機関の役員又は職員と一定の身分関係等がないことを求める必要はないのではないか。	1号特定技能外国人に対する適正な支援の実施を確保する観点から，支援責任者及び支援担当者が支援を中立的に行うことができる立場の者であること及び一定の欠格事由に該当しないことを求めることとしています。
193		第2の4⑵カ	1号特定技能外国人支援に要する費用は，直接又は間接に当該外国人に負担させないこととされているが，「直接又は間接」に負担させないというのは，どのような意味か。	「直接」とは，登録支援機関が特定技能外国人から支援に要する費用を徴収するような場合，「間接」とは，登録支援機関が仲介者を介したり，支援以外の名目で費用を徴収するなどの方法により，事実上特定技能外国人に支援に要する費用を負担させるような場合を想定しています。
194		その他	登録支援機関は複数の特定技能所属機関との間で1号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施に関する委託契約を締結することはできるのか。	登録支援機関が複数の特定技能所属機関と支援の実施の委託契約を締結することは可能です。 もっとも，複数の特定技能所属機関から支援の実施の委託を受けることにより，適正に支援業務が行われなくなるような場合は，当該登録が取り消される場合があります。
195			複数の1号特定技能外国人支援計画の全部の委託を受けた登録支援機関は，1号特定技能外国人支援計画ごとに支援責任者，支援担当者を選任する必要があるのか。	支援計画ごとに支援責任者，支援担当者を選任する必要はありませんが，支援計画には，支援責任者，支援担当者を記載していただく必要があります。
196			支援の適正を確保するため，登録支援機関は許可制とすべき。	法律上，登録制とされていますが，登録を受けようとする者については，登録拒否事由の有無を厳正に審査するとともに，登録を受けた後においても，指導・助言，報告要求，登録の抹消の規定を適切に運用することにより，不適正な登録支援機関が支援を実施することがないことが確保されています。
197			登録支援機関とは，どのような組織や団体がなることを想定しているのか。	登録支援機関は，法令の要件を満たすものとして出入国在留管理庁長官の登録を受けた個人又は団体であって，例えば，支援体制を整えた業界団体，士業者，民間法人等幅広い主体を想定しています。
198			支援の適正を確保するため，登録支援機関は法人に限るべき。	登録支援機関については，法令で定める要件を満たす場合は出入国在留管理庁長官の登録を受けることができることとしているところ，個人であっても当該要件を満たす場合には支援を適正に行うことが可能と考えられるため，登録支援機関を法人に限ることとはしていません。
199			登録支援機関は，人材紹介や斡旋をすることはできるのか。	登録支援機関が個別の法律で定める職業紹介の許可等を取得している場合は，当該許可等を受けた行為を行うことは妨げられません。
特定技能外国人の在留期間（第2の6）				
200			農業分野で受け入れたとして，農閑期は帰国させることは可能なのか。	在留期間については，分野を問わず，特定技能1号の在留資格で実際に本邦に在留している期間を計算することとしており，一旦出国した場合であっても，通算の在留期間が5年になるまで上陸・在留することが可能です。
201			一度に与える在留期間に関し，特定技能1号が最長1年，特定技能2号が最長3年は長いので，短縮すべき。	出入国在留管理庁による在留管理の観点，外国人本人の負担，特定技能所属機関の負担，現行の在留資格に係る在留期間との均衡等を考慮すると，特定技能1号の在留期間を最長1年とし，特定技能2号の在留期間を最長3年とすることに合理性があるものと考えています。 なお，一度に付与する在留期間については，個別の事情に応じ，短くすることも可能です。
特定技能の在留資格の在留資格認定証明書の交付申請の代理人（第2の9）				
202			登録支援機関が在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となることを認めてよいのか。 また，登録支援機関に在留資格変更等の入管手続の申請取次ぎは認められるのか。	他の御意見も踏まえて検討した結果，登録支援機関の職員には，代理人ではなく，申請取次者となることを認めることとします。
その他				
203			現在の日本は人手不足でないことから，特定技能外国人を受け入れる必要はない。	特定技能の在留資格の創設という新たな受入れ制度は，深刻な人手不足に対応するため，現行の専門的・技術的分野における外国人の受入れ制度を拡充し，一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人材を，期限を付して我が国に受け入れようとするものです。 制度の運用に当たっては，できる限り客観的な指標により人手不足の状況を確認し，国内人材の確保や，生産性の向上の取組を行ってもなお，外国人材の受入れが必要と認められる分野に限り，外国人材の受入れを行うこととしています。

204			特定技能外国人の受入れの前に，日本人の高齢者，若者等の雇用を促進することや，AIを活用することなど，生産性向上や国内人材確保に向けた取組を優先して行うべき。	本制度による外国人の受入れは，生産性向上や，女性・高齢者のほか，各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進，人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む国内人材確保のための取組を行った上で，なお，人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限って行うこととしています（基本方針の2参照）。
205			特定技能外国人の受入れの前に，日本人労働者の給料を上げることや，正規雇用を増やすなど，その待遇を改善すべき。	本制度による外国人の受入れは，生産性向上や，女性・高齢者のほか，各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進，人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む国内人材確保のための取組を行った上で，なお，人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限って行うこととしています（基本方針の2参照）。
206			特定技能外国人の受入れにより，日本人の賃金が低下すると考えられることから，特定技能外国人を受け入れるべきではない。	本制度による外国人の受入れは，生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で，なお，人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限って行うこととしています（基本方針の2参照）。 また，特定技能雇用契約は，外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることという基準に適合するものでなければならないこととしています（法第2条の5第1項，第2項，法務省令）。 加えて，分野所管行政機関の長は，当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは，法務大臣に対し，一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求め，求めを受けた法務大臣は，一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとするとされており，人手不足が解消されたと認められるにもかかわらず，外国人が国内労働市場に流入し続け，労働力の需給バランスを大きく崩すような事態になることは制度上考えられません（法第7条の2第3項，第4項，基本方針の4(4)参照）。 このように，新たな受入れ制度は，賃金等の労働条件を含め，日本人の労働環境に影響を与えない制度設計となっています。
207			特定技能外国人の受入れは，移民の拡大につながることから，受け入れるべきではない。	「移民」という言葉は様々な文脈で用いられており，明確に定義することは困難ですが，政府としては，国民の人口に比して，一定程度の規模の外国人及びその家族を，期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする，といった政策，いわゆる移民政策を採ることは考えていません。 今回の新たな受入れ制度は，深刻な人手不足に対応するため，現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し，真に必要な分野に限り，期限を付して，一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人材に限定して，特定技能1号については，家族の帯同を認めずに受け入れるものであって，上記の政策とは明確に異なるものであり，いわゆる移民政策を採るものではありません。
208			特定技能外国人の受入れにより，治安が悪化することが懸念されることから，受け入れるべきではない。	入管法では，特定技能所属機関等による届出規定の拡充（法第19条の18等），特定技能所属機関等に対する指導・助言，報告徴収や立入検査，罰則で担保した改善命令（法第19条の20，21及び第71条の3，4等）等に関する規定を設け，特定技能外国人の活動状況等の実態を的確に把握することを可能としています。 こうした在留管理の更なる強化の規定等を通じ，不法滞在等の事案を防止することにより，治安の確保を十分に図ってまいります。
209			一定規模の特定技能外国人の受入れにより，感染症が持ち込まれるリスクが高まることから，受け入れるべきではない。	入管法では，一定の感染症の患者については本邦に上陸することができないと規定しており（法第5条第1項第1号），感染性疾病の国内での感染や蔓延を防止することとしています。
210			特定技能外国人の受入れにより日本の財政負担が重くなることから，受け入れるべきではない。	今回の受入れ制度は，深刻な人手不足に対応するため，生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお，人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において，一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人材を在留期間に上限を設けるなどして受け入れる制度であり，また，受入れ機関について社会保険，租税等の法令の規定の遵守等を要件としており，適切な運用に努めてまいりたいと考えています。
211			特定技能外国人は，本邦において行うことのできる活動として，兼業や副業は認められるのか。	特定技能の在留資格で本邦に在留する外国人において当該在留資格に係る活動を適正に行うため，特定技能外国人の雇用形態は，フルタイムとしていますので，原則として兼業や副業は認められません。
212			中小零細企業における人手不足は深刻なため，このような法令が施行されるのは歓迎。	特定技能制度は，中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため，一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みであり，法務省としては，本年4月以降，本制度を適正に運用していきたいと考えています。
213			新たな受入れ制度を早急に施行してほしい。	現下の人手不足の状況は深刻な問題となっており，可能な限り早急に新たな受入れ制度をスタートする必要があると考えています。 改正法及び政省令については，本年4月1日から施行することしています。
214			施行を延期すべき。	現下の人手不足の状況は深刻な問題となっており，可能な限り早急に新たな受入れ制度をスタートする必要があると考えています。
215			（内容には賛同するが，）対象分野等を含め，見直し期間を設けるべき。	改正法の附則第18条第2項では，政府は，改正法の施行後2年を経過した場合において，特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方，特定技能1号又は2号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方，技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について，関係地方公共団体，関係事業者，地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすると規定されています。 この規定を踏まえ，適切な検討を行ってまいりたいと考えています。

216			受け入れる特定技能外国人の数の上限を設けるべき。	分野別運用方針では，向こう5年間の受入れ見込み数を記載しているところ，この見込み数は，制度の趣旨に沿って，業界ごとに異なる雇用情勢，政策的な要素等，業界の特性，事情を踏まえ，さらに，当該分野において，一定の専門性・技能を有する外国人材を確保する実現可能性も勘案しながら推計したものです。 そのため，大きな事情変更がない限り，この数字を超えた受入れは行われないことから，その意味で，この数字を受入れ数の上限として運用することとなります。
217			受け入れる特定技能外国人について，地域別の人数の上限を定めるべき。	分野別・地域別の受入れ状況を見極めつつ，地域の受入れ環境整備の促進や分野別に設ける協議会を活用した取組等により，特定の地域に外国人が過度に集中することを防止することが適当と考えています。
218			受入れ人数に関する運用上の上限について，その上限を超えて受入れがされるようなことはないのか。	各分野における特定技能外国人の在留者数については，法務省において新規入国者数や在留資格変更許可数等により適切に把握することが可能であり，当該在留者数については，法務省において各分野所管行政機関に3月に1度提供することとしています。 また，法務省では，特定技能外国人の在留者数が受入れ見込み数に一定程度近接してきた段階で，各分野所管行政機関に通知し，受入れ停止措置の要否を判断するように促し，当該分野所管行政機関の長は，当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは，法務大臣に対して受入れ停止の措置をとることを求め，その求めがあったときは，法務大臣において当該措置をとることとされていることから，受入れ見込み数の上限を超えて外国人の受入れがされるようなことはないと考えています。
219			国際的な労働移動のプロセスから民間事業者を排除し，二国間協定を締結して，外国人の募集・採用等を政府間でのみ行うとすべき。	今回の受入れ制度は，就労の目的で一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるものであり，新たに政府間取決めを作成することを前提とする制度設計とはなっていません。 なお，特定技能の在留資格については，平成31年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（ベトナム，フィリピン，カンボジア，中国，インドネシア，タイ，ミャンマー，ネパール，モンゴル）との間で，同年3月までに，悪質な仲介事業者の排除を目的とし，情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すこととしています。
220			届出書のひな形，記入例や留意点を公表するとともに，各種申請書類等はできる限り簡略なものとすべき。	届出書のひな形，記入例や留意点については，ガイドラインでお示しします。 また，申請書類等の様式を作成するに当たっては，申請人の負担軽減も十分に考慮しています。
221			地方の受入れ機関の負担を軽くするため，地方出入国管理局の支局，出張所，入国管理センターへの届出や，オンライン申請を認めるべき。	各種申請の届出は，地方入国管理局の支局又は出張所において受け付けることとしており，郵送も可能とすることとしています。 なお，オンラインによる申請・届出については，将来的にその範囲を広げていきますが，システム改修を行う必要があり，現在は対応できません。
222			特定技能外国人は自己都合により転職できるのか。	特定技能外国人は，特定技能雇用契約を締結している特定技能所属機関とは別の特定技能所属機関と特定技能雇用契約を締結することにより，転職をすることができますが，その場合，当該外国人は，在留資格の変更の許可を受ける必要があり（法第20条第3項），その際に新たな特定技能雇用契約や特定技能所属機関，当該外国人本人が法務省令等で定める基準に適合していることを審査されることとなります。
223			外国人の雇用形態を直接雇用に限ることは非正規雇用の多い日本人との関係で不公平である。	法務省令では，雇用形態をどのようなものとするのかについては規定していませんが，分野の特性に応じ，派遣形態をとることが必要不可欠な場合は，個別に派遣形態をとることを認めることとしています。 その上で，基本方針において，雇用形態を原則として直接雇用とするとしているのは，特定技能外国人の公正な在留の管理を目的とするものであり，日本人よりも特定技能外国人を優遇する趣旨のものではありません。
224			農業・漁業以外に派遣を認めるべきではない。	上記のとおり，特定産業分野について派遣形態をとることを認めるかどうかは，分野の特性に応じ，派遣形態が真に必要不可欠かどうかを個別に判断してまいります。
225			技能実習の実習生と同様，1号特定技能外国人がその意思に反して帰国を強制されるような事態を防止するための規定を設けるべき。	技能実習制度の問題点については，平成29年11月に施行された技能実習法に基づく運用を着実に実施し，技能実習制度の適正化を推進していく必要があると考えています。 また，今回の受入れ制度についても，制度の適切な運用を図ることが重要であると認識しており，新たに設置する出入国在留管理庁が受入れ機関等に対する指導・助言を行うことなどを通じて，制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えています。
226			新たに来日する外国人だけでなく，既に日本に在留し，一定の技能や日本語能力を有する外国人に対しても，特定技能の在留資格が付与されるよう，特定技能の在留資格については柔軟な運用を行うべきである。	特定技能制度においては，1号特定技能外国人の受入れルートとして，主には，試験に合格した外国人及び技能実習2号を修了した外国人の2ルートがあるところ，前者については，国外で実施する試験を受けて入国する場合のほか，例えば留学生等が国内で試験を受けて特定技能に移行していただくことを想定している分野もあります。 法務省としては，一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人を受け入れるという今回の制度の趣旨に照らせば，いずれのルートに基づく受入れも重要と考えています。
227			特定技能外国人を含め本邦に在留する外国人については，徹底した在留管理を行うべき。	改正法では，特定技能所属機関等による届出規定の拡充（法第19条の18等），特定技能所属機関等に対する指導・助言，報告徴収や立入検査，罰則で担保した改善命令（法第19条の20，21及び第71条の3，4等）等に関する規定を設け，特定技能外国人の活動状況等の実態を的確に把握することを可能としています。 また，新たに出入国在留管理庁を設置し，抜本的な組織体制の強化を図ることとしています。 これらの規定等を活用して，在留管理を適切に行ってまいります。

228			適正な在留管理のため，特定技能外国人の上陸時には指紋の押捺，DNAの提出，生体認証情報の提供をさせるべき。	入管法では，テロの未然防止のほか，不法滞在者対策及び外国人犯罪対策のため，上陸の申請をしようとする外国人は，原則として入国審査官に対し，個人識別情報（指紋及び写真と定められています。）を提供しなければならないと規定しています（法第6条第3項，施行規則第5条第7項参照）。 引き続き，これらの情報を使用して，適切な入国審査を行っていきたいと考えています。
229			在留管理の一環として，特定技能外国人については，毎月，銀行の残高証明書と海外対応の保険加入証明書を提出させ，本邦における活動の継続の適否を判断することとするべき。	特定技能外国人の報酬額は日本人が従事する場合の報酬額と同等以上でなければならないとしていますので，これにより本邦での安定した生活を確保できると考えられ，また，在留期間更新時には，税や社会保険料について一定程度の滞納がある場合は更新を許可しないこととしています。
230			マイナンバーカードを利用して在留管理を行うべき。	改正法の附則第18条第1項において，「政府は，この法律の公布後，速やかに，本邦に在留する外国人に係る在留管理，雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされおり，現在，関係省庁と連携し検討を進めています。 なお，現在，中長期在留者の在留管理には，在留カードが用いられていますが，この在留カードは在留許可時等に即時交付され，券面には在留資格等について最新の情報や就労制限の有無等が記載されるほか，常時携帯義務があり，事業主等が在留カードを確認しただけで，当該外国人が就労可能な在留資格を有しているか否かを容易に判断することができるなど，不法就労対策にも有効であると考えています。 引き続き本邦に在留する外国人の公正な在留管理に努めてまいります。
231			在留管理の一環として，特定技能外国人については，位置情報を随時把握すべき。	外国人の在留の公正な管理を図ることは重要であると考えており，入管法では，中長期在留者の住居地を把握するための規定を設けています。 具体的には，中長期在留者は，住居地を定めた日から14日以内に，住居地の市町村の長を経由して，法務大臣に対し，その住居地を届け出なければならないとされており（法第19条の7第1項），かかる義務に違反した外国人には刑罰を科すこととしています（法第71条の3第1号）。 引き続き，外国人の公正な在留の管理に努めてまいりたいと考えています。 なお，在留管理の目的で，外国人の位置情報を随時把握することは，その必要性や手段等を含め，慎重な検討が必要であると考えています。
232			特定技能外国人の管理ができない特定技能所属機関に対しては厳重な制裁を科すべき。	特定技能所属機関が，その責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させた場合や，外国人の行方不明者を発生させたことを出入国在留管理庁長官に届け出なかった場合は，特定技能所属機関としての基準を満たさないこととなり，一定期間，特定技能外国人を受け入れることはできないこととしています。
233			特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準や特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関が満たすべき基準に違反した特定技能所属機関に対する罰則を設けるべき。	特定技能雇用契約や特定技能所属機関，1号特定技能外国人支援計画が基準に適合しない場合，当該機関は，特定技能外国人の受入れが認められないことになりますので，そのことにより，特定技能所属機関の基準適合性を十分に確保することができると考えています。 また，特定技能雇用契約が変更された場合の届出義務に違反した特定技能所属機関や，出入国在留管理庁長官による改善命令に従わなかった特定技能所属機関については，処罰される場合もあります。
234			特定技能2号外国人の家族の帯同の要件は厳格化し，又は禁止すべき。	特定技能2号の在留資格で在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を行う者には，「家族滞在」の在留資格が付与され得ますが，入国審査においては，配偶者又は子について，当該外国人の扶養を受ける必要があり又は受けていることなど適切に審査することとしています。
235			日本人の雇用が奪われないように，人手不足が解消したら，特定技能外国人は帰国させるべき。	今回の受入れ制度は，生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお，当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って行うことが大前提となっています。 加えて，受入れ分野を所管する業所管省庁が人手不足状況を継続的に把握し，生産性の向上や国内人材確保の取組の状況や人手不足の状況を適切に判断した上で，必要とされる人材が確保されたと認められるときは，法務大臣において受入れの停止措置をとることとしており，制度上，日本人の雇用に影響を与えないよう十分に配慮しています。 制度の運用に当たっては，必要に応じて，受入れの一時停止の措置をとるなどの方法により，日本人の雇用が奪われないようにしていきたいと考えています。
236			生活保護を受給することとなった特定技能外国人は退去強制すべき。	そもそも特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人は，生活保護法に基づく保護及び同法に基づく保護に準じた保護のいずれの対象ともならないと承知しています。 その上で，当該外国人が，特定技能の活動を継続して3月以上行わず在留している場合には，そのことについて正当な理由がある場合を除き，法務大臣は，在留資格の取消しを行うことができるとされており（法第22条の4第1項第6号参照），在留資格を失った外国人は，本邦から出国しなければならないとされています（法第22条の4第7項参照）。
237			3月以内に就職できない者や高齢，疾患，妊娠等の理由で特定技能の活動を行うことができなくなった外国人は退去強制すべき。	特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人が，当該在留資格に係る活動を継続して3月以上行わず在留している場合には，そのことについて正当な理由がある場合を除き，法務大臣は，在留資格の取消しを行うことができるとされており（法第22条の4第1項第6号参照），在留資格を失った外国人は，本邦から出国しなければならないとされています（法第22条の4第7項参照）。
238			本邦で犯罪を犯すなどした特定技能外国人は退去強制すべき。	入管法では，一定の刑罰法令に違反した外国人については，本邦から退去強制することができるとされています（法第24条第4号ニ，ホ，ヘ，ト，チ，リ，第4号の2及び第4号の4参照）。 引き続き，これらの規定を適切に運用してまいりたいと考えています。
239			医療費を滞納した特定技能外国人は退去強制すべき。	法第24条は，我が国の社会にとって好ましくないと認められる一定の外国人を本邦から退去強制することができる旨規定しているところですが，医療費を滞納したことのみをもって，退去強制をしなければならないとまでは認め難く，医療費を滞納した者を退去強制することができるとすることは相当ではないと考えています。 御指摘の「医療費」が，特定技能外国人が病院に支払うべき医療費ということであれば，民事上の紛争であり，当該医療費を滞納したことのみをもって当該外国人に係る在留資格変更許可等を不許可とすることにはなりませんが，特定技能外国人が国民健康保険・国民年金に係る保険料を一定程度滞納した場合は，当該外国人からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする予定です。

240			税金を滞納した特定技能外国人は退去強制すべき。	法第24条は，我が国の社会にとって好ましくないと認められる一定の外国人を本邦から退去強制することができる旨規定しているところですが，税金を滞納したことのみをもって，退去強制をしなければならないとまでは認め難く，税金を滞納した者を退去強制することができるとすることは相当ではないと考えています。 もっとも，「技能」や「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格をもって在留する外国人が，在留期間の更新を申請しようとする場合は，年間の収入及び納税額に関する証明書の提出が義務付けられており（施行規則第21条第2項），法務大臣は，納税状況等を考慮して，在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると認めない場合は，これを許可しないこととなります（法第21条第3項参照）。 また，納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については，在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする予定です。
241			ゴミ出し等の生活のルールを守らない外国人が増加することで，地域の調和が乱れることが懸念されることから，生活ルールに違反した特定技能外国人は退去強制すべき。	法第24条は，我が国の社会にとって好ましくないと認められる一定の外国人を本邦から退去強制することができる旨規定しているところですが，生活ルールに違反したことのみをもって，退去強制をしなければならないとは認め難く，生活ルールに違反した者を退去強制することができるとすることは相当ではないと考えています。 特定技能所属機関は，1号特定技能外国人に対し，職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援を行わなければならないとされており（法第19条の22第1項），法務省令では，支援の具体的な内容の一つとして，本邦での生活一般に関する知識に関する情報の提供を実施することを規定することとしています。 引き続き，このような支援が確実に実施されることを確保していきたいと考えています。
242			退去強制の執行に関しては，迫害を受けるおそれのある出身国には送還しないこと（ノン・ルフルマンの原則）を厳守するべき。	御指摘の原則については，　法第53条第3項において既に明文で規定されているところです。
243			受け入れる特定技能外国人の男女比が偏らないようにするべき。	特定技能の在留資格は，外国人と本邦の公私の機関との間で締結される雇用契約に基づく活動を行うものであり，男女比が偏らない様な形で雇用契約を締結することを特定技能所属機関の基準とすることは難しいものと考えています。
244			政省令で規定することが予定されている内容は法律で規定すべき。	出入国管理及び難民認定法は，入国・在留する外国人の動向や経済社会の情勢に即応するため，在留資格の内容について，法律で本邦において行うことができる活動を定め，具体的な細部事項は，臨機に対応が可能な法務省令で定めることとされています。 在留資格「特定技能」についても，本邦において行うことができる活動を法律で定めた上，特定技能所属機関や当該外国人が適合すべき基準等については法務省令で定めるものです。